

明治 38 ～ 41 年京都御猟場往復綴件名目録

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
0	往復綴	—	—	箱 12-238 文書名は「往復綴」、明治 38 年 10 月～ 41 年 11 月 20 日、「愛宕御猟場」「甲第壹号」(朱字)
1	〔愛宕御猟場登録告示〕	明治 38 年 9 月 13 日	農商務大臣男爵清浦圭吾→	罫紙、農商務省告示第 219 号。同告示 213 号中赤城御猟場の次に追加、京都府愛宕郡雲ヶ畑村・大宮村・上賀茂村、213 号参照引き写し(狩猟法第 4 条 1 号御猟場名称・所在地一覧)、欄外：41 年 11 月 20 日農商務省告示による京都御猟場への改称、追加村記載
2	御猟場全区域取調書	—	—	罫紙、雲ヶ畑村・大宮村・上賀茂村の山林・耕地の面積記載、大正 4 年 12 月 1 日に大宮村西賀茂の土地追加
3	自明治廿八年十月至同年十二月往復文	—	—	一紙、内扉、件番号 4 ～ 64 一括
4	〔出頭命令〕	明治 38 年 10 月 21 日	愛宕郡役所(印)→愛宕郡雲ヶ畑村波多野富之助殿	葉書、出頭日時は 23 日午前 10 時、要件は「御用」とのみ
5	請求書	明治 38 年 10 月 9 日	愛宕郡雲ヶ畑村波多野浅太郎印→主猟局御中	罫紙、10 月 8 日主猟官鍋島精次郎と属福田出張につき、〔京都府〕藤木行直他、御猟場周囲巡見の際の人件費、金 1 円人夫 2 人、但し 1 人当り 50 銭
6	受領証	明治 38 年 10 月 9 日	愛宕郡雲ヶ畑村波多野浅太郎印→主猟局御中	罫紙、金 1 円、人夫 2 人、但し 1 人に付き 50 銭
7	見回人推選書	明治 38 年 10 月 9 日	雲ヶ畑村長波多野富之助(印)→	罫紙、被選者は愛宕郡雲ヶ畑村塚本友太郎、波多野友吉、高山権之助の 3 名〔補足：のちその他 2 名を追加〕
8	成功届	明治 38 年 10 月 19 日	愛宕郡御猟場監守長波多野富之助(印)→主猟局長伯爵戸田氏共殿	罫紙、同月 15 日、御猟場境界線に欧文札打附標木 35 本を建設することに成功
9	請求書	明治 38 年 10 月 15 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑村 70 番戸請負人波多野弥三郎印→主猟局御中	罫紙、金 85 円 75 銭、標木 35 本代金、運搬建設など請負代

明治 38 ～ 41 年京都御獵場往復綴件名目録

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
10	請求書	明治 38 年 10 月 15 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村 70 番戸請負人波 多野弥三郎印→主獵 局御中	罫紙、金 32 錢、欧文札桧板 4 枚代 金
11	〔辞令承服書送付 報告〕	明治 38 年 10 月 30 日	愛宕御獵場監守長波 多野富之助→主獵局 御中	罫紙、監守長以下辞令御請書（別紙） を送付、件名番号 11 ～ 20 一括
12	御請書	明治 38 年 10 月 23 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村字宮ノ本 8 番地波 多野富之助→宮内大 臣子爵田中光顕殿	罫紙、主獵局監守長准 6 等に任命、 明治 38 年 10 月 18 日付宮内省印写
13	御請書	明治 38 年 10 月 23 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村字宮ノ本 8 番地波 多野富之助→主獵局 長伯爵戸田氏共殿	罫紙、監守長としての愛宕御獵場在 勤を命令、明治 38 年 10 月 18 日付 主獵局
14	御請書	—	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村字中ノ町 7 番地鴨 井友次郎印→宮内大 臣子爵田中光顕殿	罫紙、主獵局監守に任命、年俸 78 円支給、明治 38 年 10 月 18 日付宮 内省
15	御請書	明治 38 年 10 月 23 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村字中ノ町 7 番地鴨 井友次郎印→主獵局 長伯爵戸田氏共殿	罫紙、監守としての愛宕御獵場在勤 を命令、明治 38 年 10 月 18 日付主 獵局
16	御請書	明治 38 年 10 月 24 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村 84 番戸塚本友太 郎印→主獵局長伯爵 戸田氏共殿	罫紙、愛宕御獵場見回を申付、手当 1 ヶ年 18 円支給、明治 38 年 10 月 18 日付主獵局
17	御請書	明治 38 年 10 月 24 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村 58 番戸波多野友 吉印→主獵局長伯爵 戸田氏共殿	罫紙、愛宕御獵場見回を申付、手当 1 ヶ年 18 円支給、明治 38 年 10 月 18 日付主獵局
18	御請書	—	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村 28 番戸高山権之 助印→主獵局長伯爵 戸田氏共殿	罫紙、愛宕御獵場見回を申付、手当 1 ヶ年 18 円支給、明治 38 年 10 月 18 日付主獵局
19	御請書	明治 38 年 10 月 24 日	京都府愛宕郡大宮村 大字西賀茂 149 番 戸石川松之助印→主 獵局長伯爵戸田氏共 殿	罫紙、愛宕御獵場見回を申付、手当 1 ヶ年 18 円支給、明治 38 年 10 月 18 日付主獵局

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
20	御請書	明治 38 年 10 月 24 日	京都府愛宕郡上賀茂 村大字上賀茂 622 番戸井本捨次郎印→ 主猟局長伯爵戸田氏 共殿	罫紙、愛宕御猟場見回を申付、手当 1ヶ年 18 円支給、明治 38 年 10 月 18 日付主猟局
21	〔天長節賜饌料領 収証書徴収・発 送指示〕	明治 38 年 10 月 20 日	主猟局(印)→愛宕 御猟場監守長波多野 富之助殿	罫紙、猟甲第 474 ノ 4 号、21 日 受付(波多野印)、来る 11 月 3 日、 監守長金 25 銭、監守金 15 銭、見 回金 10 銭、別紙受領証雛形あり、 件名番号 21 ～ 22 一括
22	受領証	—	愛宕御猟場 官 姓 名印→内蔵頭男爵渡 邊千秋殿	罫紙、雛形、「金何銭也印/但十一 月三日/天長節二付下賜々饌料」
23	〔天長節酒肴料領 収証書発送指示〕	明治 38 年 10 月 27 日	〔宮内省〕内蔵寮→ 波多野富之助殿	罫紙、金 90 銭、貴官外 6 名に、大 膳職支払金として。金券到着から 3 日以内に内蔵寮に
24	〔領収証送付報 告〕	明治 38 年 10 月 30 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助(印)→ 内蔵頭男爵渡邊千秋 殿	罫紙、別紙受領証 7 枚、件名番号 24 ～ 31 一括
25	領収証	明治 38 年 10 月 30 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助(印)→ 内蔵頭男爵渡邊千秋 殿	一紙、金 25 銭、11 月 3 日天長節 下賜々饌料
26	領収証	明治 38 年 10 月 30 日	愛宕御猟場監守鴨井 友次郎(□印)→内 蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 15 銭、11 月 3 日天長節 下賜々饌料
27	領収証	明治 38 年 10 月 30 日	愛宕御見回塚本友太 郎(印)→内蔵頭男 爵渡邊千秋殿	一紙、金 10 銭、11 月 3 日天長節 下賜々饌料
28	領収証	明治 38 年 10 月 30 日	愛宕御猟場見回波多 野友吉(印)→内蔵 頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 10 銭、11 月 3 日天長節 下賜々饌料
29	領収証	明治 38 年 10 月 30 日	愛宕御猟場見回高山 権之助(印)→内蔵 頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 10 銭、11 月 3 日天長節 下賜々饌料
30	領収証	明治 38 年 10 月 30 日	愛宕御猟場見回石川 松之助(印)→内蔵 頭男爵渡邊千秋殿	一紙(三銭収入印紙)、金 10 銭、 11 月 3 日天長節下賜々饌料
31	領収証	明治 38 年 10 月 30 日	愛宕御猟場見回井本 捨次郎印→内蔵頭男 爵渡邊千秋殿	一紙、金 10 銭、11 月 3 日天長節 下賜々饌料

明治 38 ～ 41 年京都御獵場往復綴件名目録

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
32	〔御獵場内捷息鳥 獸員数報告〕	明治 38 年 11 月 1 日	愛宕御獵場監守鴨井 友次郎(印)→愛宕 御獵場監守長波多野 富之助殿	罫紙、10 月 30 日調査、雲ヶ畑村領： 猪 95 頭、鹿 280 頭、鶴知〔鶴雉（夕 クチ）カ〕 800 羽、上賀茂領：猪 10 頭、鹿 35 頭、鶴知 150 羽、大 宮村領：鹿 100 頭、猪 15 頭、鶴知 200 羽、1 日受付(波多野印)
33	〔標木建設成功届 及費用請求書発 送願〕	明治 38 年 11 月 2 日	愛宕御獵場監守長波 多野富之助(印)→ 京都府第一課藤木行 直殿	罫紙、主獵局より標木建設成功届及 費用請求書督促状、11 月 1 日付
34	〔標木建設成功届 及費用請求書送 付済通知〕	明治 38 年 11 月 4 日	属藤木行直→府下愛 宕郡雲ヶ畑村愛宕御 獵場監守長波多野富 之助殿	葉書、11 月 2 日送付済。表面に「京 都府庁用」印
35	〔御獵場内捷息鳥 獸員数報告〕	明治 38 年 11 月 16 日	愛宕御獵場監守鴨井 友次郎(印)→監守 長波多野富之助殿	罫紙、11 月 15 日調査、雲ヶ畑村 領内：猪 120 頭、鹿 320 頭、鶴知 800 羽、大宮村領：猪 25 頭、鹿 120 頭、鶴知 200 羽、上賀茂村領： 猪 20 頭、鹿 50 頭、鶴知 150 羽、 16 日受付(波多野印)
36	〔領収証書発送指 示〕	明治 38 年 11 月 15 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金券到着後 3 日以内に内蔵寮 へ、金 6 円 87 銭 8 厘、外 1 人分、「主 獵局支払金」印あり
37	〔領収証送付報 告〕	明治 38 年 11 月 18 日	愛宕監守長波多野富 之助(印)→内蔵寮 御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、件名番号 37～39 一括
38	領収証	明治 38 年 11 月 17 日	監守長波多野富之助 (印)→内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 4 円 19 銭 4 厘、同年 10 月 18 日拜命年俸 120 円日割 13 日 分。内訳 4 円 15 銭 2 厘現金受取高、 4 銭 2 厘遺族扶助例納金
39	領収証	明治 38 年 11 月 17 日	監守鴨井友次郎印→ 内蔵頭男爵渡邊千秋 殿	一紙、金 2 円 72 銭、同年 10 月 18 日拜命年俸 78 円日割 13 日分
40	具申書	明治 38 年 11 月 21 日	愛宕御獵場在勤監 守長波多野富之助 (印)→主獵局長伯 爵戸田氏共殿	罫紙、監守鴨井友次郎の報告を受け 取調、事実確認に付き。別紙報告書 あり、件名番号 40・41 一括
41	報告書	明治 38 年 11 月 18 日	愛宕御獵場在勤監守 鴨井友次郎印→愛宕 御獵場監守長波多野 富之助殿	罫紙、11 月 15 日宇谷巡視中、網 による鳥獸捕獲者を発見、逃走の恐 れあり最寄警察署に獵具引渡、捕獲 者は上賀茂村士族無職業山本留次郎 31 才(偽名疑い)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
42	〔領収証書発送指示〕	明治 38 年 11 月 20 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、金 16 円 40 銭、外 1 名分、「主猟局支払金」印
43	〔領収証送付報告〕	明治 38 年 11 月 22 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、件名番号 43～45 一括
44	領収証	明治 38 年 11 月 22 日	監守長波多野富之助(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円月割 11 月分、内訳 9 円 90 銭現金受取高、10 銭遺族扶助例納金
45	領収証	明治 38 年 11 月 22 日	監守鴨井友次郎印→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円月割 11 月分
46	〔御猟場内捷息鳥獣員数報告〕	明治 38 年 12 月 1 日	愛宕御猟場監守鴨井友次郎(印)→監守長波多野富之助殿	罫紙、11 月末日調査、雲ヶ畑村領：猪 150 頭、鹿 300 頭、鶴知 800 羽、大宮村領：猪 20 頭、鹿 130 頭、鶴知 250 羽、上賀茂村領：鹿 60 頭、猪 20 頭、鶴知 150 羽
47	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 38 年 12 月 9 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 35 円 64 銭 5 厘、塚本友太郎外 10 人分、送付の金券本人へ引渡の上、「主猟局支払金」印、裏面に筆算、取消線
48	〔領収証送付報告〕	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、同月 9 日付御支払、塚本友太郎以下領収証 11 葉、件名番号 48～59 一括
49	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御猟場見回塚本友太郎印→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙(三銭収入印紙)、金 3 円 62 銭 9 厘、同年 10 月 18 日拜命年手当 18 円月割 2 か月分及日割 13 日分
50	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御猟場見回波多野友吉印→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 3 円 62 銭 9 厘、同年 10 月 18 日拜命年手当 18 円月割 2 か月分及日割 13 日分
51	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御猟場見回高山権之助印→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 3 円 62 銭 9 厘、同年 10 月 18 日拜命年手当 18 円月割 2 か月分及日割 13 日分
52	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御猟場見回石川松之助印→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 3 円 62 銭 9 厘、同年 10 月 18 日拜命年手当 18 円月割 2 か月分及日割 13 日分
53	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御猟場見回井本捨次郎印→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 3 円 62 銭 9 厘、同年 10 月 18 日拜命年手当 18 円月割 2 か月分及日割 13 日分
54	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御猟場監守鴨井友次郎(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙(三銭収入印紙)、金 7 円 50 銭、被服料、同年 12 月渡り半期分

明治 38 ～ 41 年京都御獵場往復綴件名目録

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
55	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御獵場見回塚本 友太郎→内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙(三錢収入印紙)、金 2 円、被 服料、同年 12 月渡り半期分
56	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御獵場見回波多 野友吉印→内蔵頭男 爵渡辺千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 12 月 渡り半期分
57	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御獵場見回高山 権之助印→内蔵頭男 爵渡辺千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 12 月 渡り半期分
58	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御獵場見回石川 松之助印→内蔵頭男 爵渡辺千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 12 月 渡り半期分
59	領収証	明治 38 年 12 月 15 日	愛宕御獵場見回井本 捨次郎印→内蔵頭男 爵渡辺千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 12 月 渡り半期分
60	[領収証書徴収・ 送付指示]	明治 38 年 12 月 18 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴殿外 1 人渡、 送付の金券本人へ引渡の上
61	[領収証送付報 告]	明治 38 年 12 月 22 日	愛宕御獵場在勤監 守長波多野富之助 (印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、件名番号 61～63 一括
62	領収証	明治 38 年 12 月 20 日	監守長波多野富之助 (印)→内蔵頭男爵 渡辺千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円月割 12 月分、内訳 9 円 90 銭現金受取高、 10 銭遺族扶助例納金
63	領収証	明治 38 年 12 月 20 日	監守鴨井友次郎印→ 内蔵頭男爵渡辺千秋 殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円月 割 12 月分
64	[出獵差止延期申 入]	明治 38 年 12 月 21 日	主獵局(印)→愛宕 御獵場監守長波多野 富之助殿	罫紙、獵甲第 1005 号、12 月 23 日 受領(波多野印)、御獵場内猪鹿大 雪に会すれば生息地変更の恐れあり 旬日出獵すべしとの報告(12 月 18 日付福田属宛書面)了承も、年末に 付き出獵を差止め、1 月下旬か 2 月 に延期、景況報告は時々差出のこと
65	従是自明治三十 九年一月至同年 十二月往復文	—	—	一紙、内扉、件名番号 66～199
66	報告書	明治 39 年 1 月 4 日	愛宕御獵場在勤監 守長波多野富之助 (印)→主獵局御中	罫紙、甲第 1 号、前年 12 月末日、 御獵場内棲息鳥獸取調、別紙にて監 守より報告、件名番号 66～67 一 括

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
67	〔御猟場内棲息鳥 獣員数報告〕	明治 39 年 1 月 3 日	愛宕御猟場監守鴨井友 次郎→監守長波多野 富之助殿	罫紙、明治 38 年 12 月末日調査、雲ヶ 畑村領内猪 100 頭、鹿 200 頭、鶺 鴒 800 羽、大宮村領内猪 200 頭、 鹿 100 頭、ヤマドリ 200 羽、上賀 茂村領内猪 25 頭、鹿 100 頭、ヤマ ドリ 200 頭
68	〔初御猟に付出頭 命令〕	明 治 39 年 1 月 15 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助 (印) → 井本捨次郎殿 石川 松之助殿	罫紙、乙第 1 号、各通、但端書で通 知、当年初御猟につき相談のため 1 月 19 日午前 10 時迄に御猟場へ、(欄 外) 鴨井友次郎・塚本友太郎・波多 野友吉・高山権之助の小役に申遣し
69	〔初御猟希望日報 告〕	明 治 39 年 1 月 15 日	愛宕御猟場在勤監 守長波多野富之助 (印) →主猟局御中	罫紙、甲第 3 号、愛宕御猟場での初 御猟を 21 日を予定するも列子他人 夫備入等、土地の慣習上のため、2 月 1 日頃が好都合
70	〔御猟場特別規定 作成願〕	明 治 39 年 1 月 15 日	愛宕御猟場在勤監 守長波多野富之助 (印) →主猟局長御 中	罫紙、甲第 4 号、猟甲 6 号で御猟 場規則発布、鍋島主猟官出張の節は 無かった兎による植林杉の被害と熊 2 頭による各所被害、規定を検討
71	〔御猟場内捷息鳥 獣員数報告〕	明 治 39 年 1 月 15 日	愛宕御猟場監守鴨井 友次郎 (印) →監守 長波多野富之助殿	罫紙、雲ヶ畑村領：鹿 180 頭、猪 100 頭、鶺鴒 800 羽、大宮村領： 鹿 80 頭、猪 20 頭、鶺鴒 200 羽、 上賀茂村領：鹿 70 頭、猪 15 頭、 鶺鴒 200 羽、1 月 16 日受付
72	〔報告書兼指示 願〕	明 治 39 年 1 月 16 日	愛宕郡御猟場在勤監 守長波多野富之助 (印) →主猟局長伯 爵戸田氏共殿	罫紙、甲第 5 号、取調のところ別紙 報告に相違なし、如何取扱しかるべ きか至急、件名番号 72 ～ 73 一括 か
73	〔鹿死体発見報 告〕	明 治 39 年 1 月 16 日	愛宕郡御猟場監守鴨 井友次郎→	罫紙、1 月 16 日受付 (波多野印)、 波多野友吉 15 日御猟場内見廻り中 雲ヶ畑村字奥谷小字菅ヶ谷にて斃鹿 1 体を発見、翌日友吉・鴨井で取調、 重量 13.4 貫目、丹波国北桑田郡山 国村で猟吏から被弾後猟場内に逃げ 込んだと判明、死体を持ち帰り雲ヶ 畑村字中津川出合で浸水
74	拾得品御届	明 治 39 年 1 月 16 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村 58 番戸波多野友 吉→下鴨警察署長警 部庵谷崎太郎殿	罫紙、1 月 15 日御猟場内雲ヶ畑村 字奥谷小字菅ヶ谷にて牡鹿死体を発 見・拾得、1 月 20 日届出

明治 38 ～ 41 年京都御猟場往復綴件名目録

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
75	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 39 年 1 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、波多野富之助外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上、「主猟局支払金」印
76	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 1 月 22 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助 [㊟] →内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、件名番号 76 ～ 78 一括
77	領収証	明治 39 年 1 月 22 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助(印)→内蔵頭男爵渡辺千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円月割 1 月分、内訳 9 円 90 銭現金受取高、10 銭遺族扶助例納金
78	領収証	明治 39 年 1 月 22 日	愛宕御猟場監守鴨井友次郎印→内蔵頭男爵渡辺千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円月割 1 月分
79	〔出猟推奨上申〕	明治 39 年 1 月 31 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印)→主猟局御中	罫紙、甲第 6 号、1 月 19 日以来連日降雪し狩猟に最良の時期ながら鳥獣が積雪で西南へ生息地を変更(別紙報告)のため、至急の出猟が好都合、件名番号 79 ～ 80 一括
80	〔鳥獣棲息報告〕	明治 39 年 1 月 30 日	愛宕御猟場監守鴨井友次郎→愛宕御猟場監守長波多野富之助殿	罫紙、1 月 21 日受付(波多野印)、連日降雪に付き見廻と鳥獣足跡を調査、獣が南へ生息地を変更と推考、本日より 1 週間以内が好猟期と進言、詳細調査の結果、雲ヶ畑村領内：猪 95 頭、鹿 195 頭、鶴知 800 羽、大宮村領内：猪 15 頭、鹿 110 頭、鶴知 200 羽、上賀茂村領内：猪 10 頭、鹿 80 頭、鶴知 200 羽
81	〔受領書差出指示〕	明治 39 年 2 月 2 日	主猟局(印)→監守長波多野富之助殿	罫紙、猟甲第 71 号、2 月 4 日受付(印)、監守見習の帽章 6 個を郵便物として回送につき、受領書は件名番号 84
82	〔報告通知〕	明治 39 年 2 月 5 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助(印)→主猟局御中	罫紙、甲第 4 号、2 月 1 日付下命につき、取調事項(別紙)、函面添付、件名番号 82 ～ 83 一括

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
83	別紙 猟区及棲息猪鹿取調書	—	—	罫紙、猟区を決定、待場の困難でない猟区計 16 か所、棲息総数は猪 46 頭、鹿 80 頭、捕獲数見込は猪 5~10 頭、鹿 10~20 頭、1 猟区毎に列子 15~20 名と猟犬約 10 頭を要す、京都市より午前 10 時前後に到着の場合午後 3 時前後までに 2・3 猟区で狩猟可能、御猟前奥山より逐出、目的地に集合は不可能、猟区詳細、字を合して編成、①・②松茸島・向ガゲン・勸請、③丸谷・藪ヶ谷、森ヶ谷・白木ヶ谷、④持越・白梅ヶエゴ・南ノ向幾分、⑤南ノ向幾分・岩屋谷幾分、⑥・⑦・⑧岩屋谷幾分・炭焼由利・惣谷一部、⑨伊勢谷、⑩足谷より高砂追、⑪惣谷一部・出合よりスソノ尾続・稲荷奥・割善明一部、⑫善明幾居両谷、⑬蛇良谷・浅ヶ谷一部、⑭梨直両谷・椿源海両谷、⑮十三石山の一部(小字小弁ノ向)、⑯十三石山一部(小字升谷より砂ヶ瀬)、各猟区棲息数有、欄外にも頭数メモ、積雪前が捕獲に最良と上申
84	受領書	明治 39 年 2 月 5 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印)→主猟局御中	罫紙、甲第 8 号、監守及見回の帽章 6 個受領
85	〔指示伺〕	明治 39 年 2 月 5 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印)→主猟局御中	罫紙、甲第 9 号、前月上申(甲第 5 号)の斃鹿に腐敗の恐れあり、競売にて高札金 1 円で売渡決定し保管中、取扱いについて
86	〔還付指示〕	明治 39 年 2 月 6 日	主猟局(印)→波多野監守長殿	罫紙、不要の標木領収証を本人へ、2 月 6 日受領、10 日還付完了
87	〔斃鹿取捨指示〕	明治 39 年 2 月 8 日	主猟局(印)→波多野監守長殿	罫紙、猟甲第 31 ノ 2 号・2 月 10 日受付、処分方法伺出(1 月 16 日付甲第 5 号)に対し
88	〔出頭指示〕	明治 39 年 2 月 12 日	愛宕郡役所庶務係(印)→波多野富之助殿	罫紙、乙 242 号、狩猟局小原主猟官の御猟場取調につき、監守長以下見回まで一同旅館へ、上賀茂村堺屋を旅館に選定につき先方への通知取計も依頼、主猟官 12 日午後 6 時新橋発 13 日午前 7 時 27 分七条駅着

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
89	〔獣棲息場所及囚数調査報告指示〕	明治 39 年 2 月 17 日	主獵局 (印) → 監守長波多野富之助殿	罫紙、秘獵第 1034 号、2 月 19 日受領、翌月上旬英国皇族狩獵の際の猪鹿確保のため、先日出張の小原主獵官の命令通り、交尾時期終了後に
90	〔斃鹿棄却報告〕	明治 39 年 2 月 20 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助 (印) → 主獵局御中	罫紙、甲第 11 号、1 月 16 日付甲第 5 号にて発見報告、腐敗につき
91	英皇族来場ノ里程調	—	—	罫紙、御獵場まで図示、都ホテル—凡 20 丁—三条大橋—25 丁 24 間 5 分—下鴨村葵橋—32 丁 15 間 8 分—上賀茂村—2 里 25 丁—雲ヶ畑村、総里程 4 里 30 丁、各地点間距離、上賀茂雲ヶ畑村間修復を要す
92	〔領収証書発送指示〕	明治 39 年 2 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴殿外 1 名分、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ発送、「主獵局支払金」印
93	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 2 月 22 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助→内蔵寮御中	罫紙、領収証は別紙 2 葉、件名番号 93～95 一括
94	領収証	明治 39 年 2 月 21 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助→内蔵頭男爵渡辺千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円月割 3 月分〔2 月ヵ〕、内訳 9 円 90 銭現金受取高、10 銭遺族扶助例納金
95	領収証	明治 39 年 2 月 21 日	愛宕御獵場在勤監守鴨井友次郎→内蔵頭男爵渡辺千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円月割 2 月分
96	〔前回報告後景況報告指示〕	明治 39 年 2 月 26 日	クナイ局 (宮内省ヵ) → ハタノトミノスケ (波多野富之助)	電報送達紙、官報、「別使配達」印、概略を返電にて、そののち委細を郵便にて
97	報告書	明治 39 年 2 月 27 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助→主獵局御中	罫紙、甲第 13 号、前回報告後降雨により獣類足跡消失、棲息数調査困難のため報告を遷延、先般小原主獵官取調の 6 獵区で今般見回が棲息数取調べ、南方十三石山棲息の猪鹿の北方退却により獵区変更可能性を併せて報告、件名番号 97～98 一括
98	獵区及棲息獣取調書	—	—	罫紙、獵区 (1)〔上記③〕猪 1 鹿 2 猪、獵区 (2)〔上記④〕鹿 2、獵区 (3)〔上記⑤〕猪 1 鹿 2、獵区 (4)〔上記⑩〕猪 4 鹿 3、獵区 (5)〔上記⑪〕猪 2 鹿 4、獵区 (6)〔上記⑫・⑬〕猪 3 鹿 4、計猪 11 頭、鹿 17 頭

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
99	〔履歴書提出指示〕	明治 39 年 2 月 28 日	主猟局(印)→波多野監守長殿	罫紙、〔猟甲第 108 号〕富之助と鴨井監守の分
100	〔出迎指示〕	明治 39 年 3 月 1 日	主猟局(印)→波多野監守長殿	罫紙、猟甲第 112 号、3 月 3 日受付、来 5 日午後 6 時新橋発の列車で御猟場出張、翌 6 日午前 9 時までに二軒茶屋まで、出張者は主猟官小原駈吉・同侯爵伊達宗陳・同鍋島精次郎・同子爵松平頼孝・外属官 3 名・省丁 1 人、計 8 名
101	〔履歴書送付報告〕	明治 39 年 3 月 4 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印)→主猟局御中	罫紙、甲第 104 号、前月 28 日付猟甲第 108 号で下命の履歴書 2 通ずつ発送
102	〔領収証書発送指示〕	明治 39 年 3 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、富之助外 1 名分、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ発送、「主猟局支払金」印
103	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 3 月 22 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、領収証は別紙 2 葉、件番号 103～105 一括
104	領収証	明治 39 年 3 月 22 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙(三銭収入印紙)、金 10 円、年俸 120 円月割 3 月分、内訳 9 円 90 銭現金受取高、10 銭遺族扶助例納金、雲ヶ畑村長印取消、「主猟局支払金」印
105	領収証	明治 39 年 3 月 22 日	愛宕御猟場在勤監守鴨井友次郎→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円月割 3 月分
106	御請書	明治 39 年 3 月	愛宕御猟場主猟局監守長波多野富之助(印)→主猟局長伯爵戸田氏共殿	罫紙、贈与と伝達の英国銅製ビクトリヤ王冠徽章につき
107	受取証	明治 39 年 3 月 日	愛宕御猟場監守鴨井友次郎→主猟局長殿	罫紙、金 6 円 30 銭、休泊御手当、但し 3 月 5～11 日、7 休 6 泊分
108	〔受取証〕	明治 39 年 3 月 日	愛宕御猟場見回高山権之助(印)→	一紙、金 4 円 90 銭、御手当金、但し 3 月 5～11 日 7 日分
109	受取証	明治 39 年 3 月 日	愛宕御猟場見回井本捨次郎(印)→	一紙、金 3 円 50 銭、御手当金、但し 3 月 5、6、7、10、11 日の 5 日分
110	受取証	明治 39 年 3 月 日	愛宕御猟場見回石川松之助(印)→	一紙、金 3 円 50 銭、御手当金、但し 3 月 5、6、7、10、11 日の 5 日分
111	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 39 年 4 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、富之助外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上、「主猟局支払金」印

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
112	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 4 月 24 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、件名番号 112 ~ 114 一括
113	領収証	明治 39 年 4 月 24 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円月割 4 月分、内訳 9 円 90 銭現金受取高、10 銭遺族扶助例納金
114	領収証	明治 39 年 4 月 24 日	愛宕御獵場在勤監守鴨井友次郎→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円月割 4 月分
115	〔受取証回送報告〕	明治 39 年 4 月 27 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑村長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、納付方申出につき、別紙 4 通、件名番号 115・117・119・121・123 一括
116	〔領収証書発送指示〕	明治 39 年 4 月 25 日	内蔵寮→波多野菊太郎殿	罫紙、金 11 円 90 銭、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「内蔵寮支払金」印
117	受取証	明治 39 年 4 月 27 日	愛宕郡雲ヶ畑村波多野菊太郎(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 11 円 90 銭、12 日手負獣搜索人夫 17 名給金、1 名金 70 銭ずつ
118	〔領収証書発送指示〕	明治 39 年 4 月 25 日	内蔵寮→波多野吾一殿	罫紙、金 5 円、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「内蔵寮支払金」印
119	受取証	明治 39 年 4 月 27 日	愛宕郡雲ヶ畑村波多野吾一(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 5 円、車夫 4 人雇賃、1 人金 1 円 25 銭ずつ、3 月 7 日上賀茂より雲ヶ畑村まで往復後押
120	〔領収証書発送指示〕	明治 39 年 4 月 25 日	内蔵寮→井沢政吉殿	罫紙、金 1 円 30 銭、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「内蔵寮支払金」印
121	受取証	明治 39 年 4 月 27 日	愛宕郡雲ヶ畑村井沢政吉(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 1 円 30 銭、蕘包 1 個、但し雲ヶ畑村より京都まで運搬賃
122	〔領収証書発送指示〕	明治 39 年 4 月 25 日	内蔵寮→高安徳三郎殿	罫紙、金 1 円、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「内蔵寮支払金」印
123	受取証	明治 39 年 4 月 27 日	愛宕郡雲ヶ畑村高安徳三郎(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 1 円、蕘包 1 個、但し雲ヶ畑村より京都まで運搬賃
124	〔領収証書発送指示〕	明治 39 年 5 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、外 1 名分、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「主獵局支払金」印
125	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 5 月 22 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、件名番号 125 ~ 127 一括

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
126	領収証	明治 39 年 5 月 22 日	愛宕御猟場在勤監 守長波多野富之助 (印) → 内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円月割 5 月分、内訳 9 円 90 銭現金受取高、 10 銭遺族扶助例納金
127	領収証	明治 39 年 5 月 22 日	愛宕御猟場在勤監守 鴨井友次郎 → 内蔵頭 男爵渡邊千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円月 割 5 月分
128	〔領収証書発送指 示〕	明治 39 年 6 月 20 日	内蔵寮 → 波多野富之 助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、外 1 名分、 金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、6 月 22 日受付 (波多野印)、「主猟局 支払金」印
129	〔領収証送付報 告〕	明治 39 年 6 月 22 日	愛宕御猟場在勤監 守長波多野富之助 (印) → 内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、件名番号 129 ～ 131 一括
130	領収証	明治 39 年 6 月 22 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助 (印) → 内蔵頭男爵渡邊千秋 殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円月割 6 月分、内訳 9 円 90 銭現金受取高、 10 銭遺族扶助例納金
131	領収証	明治 39 年 6 月 22 日	愛宕御猟場監守鴨井 友次郎 → 内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円月 割 6 月分
132	〔領収証書徴収・ 送付指示〕	明治 39 年 6 月 25 日	内蔵寮 → 波多野富之 助殿	罫紙、金 62 円 50 銭、塚本友太郎 外 10 名、送付の金券本人へ引渡の 上。6 月 27 日受付 (波多野印)、「主 猟局支払金」印
133	〔領収証回送報 告〕	明治 39 年 6 月 30 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助 (印) → 内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証書 11 葉、件名番 号 133 ～ 144 一括
134	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御猟場見回塚本 友太郎 → 内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 9 円、年手当 18 円同年 1 ～ 6 月月割 6 ヶ月分
135	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御猟場見回波多 野友吉 → 内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 9 円、年手当 18 円同年 1 ～ 6 月月割 6 ヶ月分
136	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御猟場見回高山 権之助 → 内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 9 円、年手当 18 円同年 1 ～ 6 月月割 6 ヶ月分
137	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御猟場見回石川 松之助 → 内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 9 円、年手当 18 円同年 1 ～ 6 月月割 6 ヶ月分
138	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御猟場見回井本 捨次郎 → 内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 9 円、年手当 18 円同年 1 ～ 6 月月割 6 ヶ月分

明治 38 ～ 41 年京都御獵場往復綴件名目録

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
139	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御獵場監守鴨井 友次郎→内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 7 円 50 銭、被服料、同年 6 月渡り半期分
140	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御獵場見回塚本 友太郎→内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 6 月 渡り半期分
141	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御獵場見回波多 野友吉→内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 6 月 渡り半期分
142	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御獵場見回高山 権之助→内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 6 月 渡り半期分
143	領収証	明治 39 年 6 月 日	愛宕御獵場見回石川 松之助→内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 6 月 渡り半期分
144	領収証	明治年月日	愛宕御獵場見回井本 捨次郎→内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 6 月 渡り半期分
145	〔休暇許可〕	明治 39 年 7 月 11 日	主獵局 (印) →愛宕 御獵場監守長波多野 富之助殿	罫紙、同月 11 日～9 月 10 日暑中 休暇、御用都合見斗の上で。7 月 13 日受付 (波多野印)
146	〔領収証書徴収・ 送付指示〕	明治 39 年 7 月 19 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名 分、送付の金券本人へ引渡の上、7 月 20 日受付 (波多野印)、「主獵局 支払金」印
147	〔領収証送付報 告〕	明治 39 年 7 月 21 日	愛宕御獵場監守長波 多野富之助 (印) → 内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、金 9 円 90 銭監守長波多野富之助、金 6 円 50 銭監守鴨井友次郎 (給与 7 月分)
148	〔角鷹捕獲報告〕	明治 39 年 8 月 2 日	愛宕御獵場在勤監守 鴨井友次郎 (印) → 愛宕御獵場監守長波 多野富之助殿	罫紙、同日 2 日、御獵場正面の際、 字釜ヶ谷において、1 羽
149	〔領収証書徴収・ 送付指示〕	明治 39 年 8 月 20 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 人 渡、送付の金券本人へ引渡の上、「主 獵局支払金」印
150	〔領収証送付報 告〕	明治 39 年 8 月 22 日	愛宕御獵場監守長波 多野富之助 (印) → 内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、金 9 円 90 銭監守長分、金 6 円 50 銭監守分 (給 与 8 月分)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
151	御猟場四周及要 路道苜開ノ件ニ 付伺	明 治 39 年 8 月 22 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助(印)→ 主猟局御中	罫紙、御猟場周囲、険岨複雑、荊棘 縦横、通行困難につき、勢子配置の 際には獣類取逃しの恐れ、見回・取 締の際には不都合を生じ、それら憂 いを除くため、「将来ノ経営上非常 ニ好便宜」有りと主張、人夫費用精 査の上報告予定、獣類蕃殖夥しく将 来の好便宜の疑いなし
152	御猟場内要路苜 開見積書	—	—	罫紙、総延長 29250 間、計人夫 117 人、賃金 58 円 50 銭 (1 人 1 日 250 間苜開、日給金 50 銭と見積)、 内訳①字惣谷 - 炭焼由利より冥加谷 迄続間尾通り～字浅ヶ谷 - 久世谷間 尾通り (凡 3540 間)、②字稻荷奥 - 出合よりスソノ尾続間尾通り～字 善妙幾居両谷 - 冥ヶ谷間尾通り (凡 2400 間)、③字持越 (但 15 号標木) ～字西谷・小栢谷 (但 19 号標木) 打合 (凡 4200 間)、④字寺森両谷 尾通り～字松尾谷口ノ尾 (但 26 号 標木) (凡 2640 間)、⑤字渡リヶ瀬 - 岩屋谷間尾通り～字小栢谷尾通り (凡 2700 間)、上区域内待場苜開 (凡 13470 間) [総延長と内訳合計誤差 300 間]
153	[御猟場周囲道路 開削猶予申入]	明 治 39 年 9 月 22 日	主猟局(印)→波多 野監守長殿	罫紙、前月 22 日付伺出、取計いかね、 来る御猟まで猶予、实地踏査の上決 行のこと、23 日受付 (波多野印)
154	威銃ノ義ニ付伺	明治 39 年 9 月 9 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助(印)→ 主猟局御中	罫紙、獣類蕃殖のため域内田畑山林 被害、現今稲花期各所に出没看過で きず、被害者各自威銃所持につき、 併せて山林で加害の熊への対処
155	[野獣対処方申 入]	明 治 39 年 9 月 22 日	主猟局(印)→波多 野監守長殿	罫紙、同月 9 日付伺出への返信、従 来野獣専用御猟場で許可の例がない ため不許可、熊による樹林被害につ いては棲息頭数・被害実況の報告を 命令、被害程度により駆除方法指示、 実行のこと、23 日受付 (波多野印)
156	[領収証書徴収・ 送付指示]	明 治 39 年 9 月 19 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、 送付の金券本人へ引渡の上で、「主 猟局支払金」印

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
157	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 9 月 21 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、金 9 円 90 銭監守長の分、金 6 円 50 銭監守の分(給与 9 月分)
158	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 39 年 10 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主獵局支払金」印
159	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 10 月 20 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、金 9 円 90 銭監守長分、金 6 円 50 銭監守分(給与 10 月分)
160	農作物被害ノ儀ニ付伺	明治 39 年 10 月 20 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→主獵局御中	罫紙、原因は野獸蕃殖、被害者希望の現場調査の結果、御獵場内雲ヶ畑村字奥町及一ノ瀬、大宮村大字西賀茂字氷室の稲田(被害反別・収穫損耗高を表に記載)、周囲に設置の木柵ほか防御を破壊・侵入、稲穂食害・稲株踏倒など、被害者への諭示のみの捨置きでは忍びなく処置指示伺、併せて熊は 2 頭棲息、梅雨時樹皮剥ぐもその後被害なしと報告
161	農作物被害ノ儀ニ付伺ニ対スル通達	明治 39 年 10 月 25 日	主獵局(印)→波多野監守長殿	罫紙、獵甲 702 ノ 1、10 月 26 日受付(波多野印)、同月 20 日伺への返信、御獵場と指定の上は野獸繁殖・多少の被害は当然、指定 1 年未満での被害報告は出願の素意に背き、駆除すれば屯集する野獸を逃避させ御獵に差支えありと一蹴、住民に諭達し一層の防御策を講ずべし、猶効驗なき時は重ねて伺出指揮を受くべし
162	狩獵法違反者ノ件ニ付報告	明治 39 年 10 月 26 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助(印)→主獵局御中	罫紙、同日午前御獵場内西北方巡視の際、網を使用し鳥類捕獲する 2 名発見、獵具引揚、最寄警察官に引渡、岡本顕文(京都市上京区土手町通竹屋町入ル末丸町、士族無職、天保 9 年生、字薬師で発見)と太田浅太郎(同上堀川通寺ノ内上ル東入大木町、平民水車業、明治 8 年生、字岩嶽で発見)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
163	狩猟法違反者ノ件ニ付報告ニ対スル通達ノ件	明治 39 年 10 月 29 日	主猟局 (印) → 波多野監守長殿	罫紙、猟甲 726 ノ 2 号、10 月 31 日受付、同月 26 日付への返信、猟場内での無免許狩猟を以て (狩猟法 8 条) 違反者として地方警察官へ告発せられたか詳細報告のこと、猟場設置当時の狩猟法により免許を得た者・網を用いた鳥類捕獲は京都府知事の承認・取締を為せば鶴類・鴨に限り 11 月末日迄許可、知事と協議済、承知の上職務執行のこと
164	狩猟法違反者ニ関スル御通達ノ件ニ付回答	明治 39 年 10 月 31 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助 (印) → 主猟局御中	罫紙、通達は同月 29 日付猟甲 726 ノ 2 号、両名とも狩猟法 8 条の免状保有するも知事の承認なく、同法 4 条 1 項及御猟場規則第 10 条により処分、甲種免状保有者 (証書なし) を看過、乙種免状所有者を誤解、犯罪者を馴致できず
165	〔酒饌料領収証書差出指示〕	明治 39 年 10 月 31 日	主猟局 (印) → 愛宕御猟場監守長波多野富之助殿	罫紙、猟甲第 7376 号、11 月 3 日受付 (波多野印)、監守長に金 50 銭、監守に金 30 銭、見回に金 15 銭、天長節につき下賜、大膳職より内蔵寮を経て通送、交付取計いの上取りまとめのこと、昨年までは監守長に金 25 銭、監守に金 15 銭、小者に金 10 銭
166	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 39 年 11 月 1 日	内蔵寮 → 波多野富之助殿	罫紙、金 1 円 55 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「大膳職支払金」印
167	〔賜饌料領収証書記名・捺印・回送申入〕	明治 39 年 11 月 3 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助 (印) → 井本捨次郎殿・石川松之助殿	罫紙、同月 6 日打合せに出頭のこと
168	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 11 月	愛宕御猟場監守長波多野富之助 → 内蔵寮御中	罫紙、別紙 7 葉、件名番号 168 ～ 171 一括
169	領収証	明治 39 年 11 月 3 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助 → 内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 50 銭、但し 11 月 3 日天長節に付下賜々饌料
170	領収証	明治 39 年 11 月 3 日	愛宕御猟場監守鴨井友次郎 → 内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 30 銭、但し 11 月 3 日天長節に付下賜々饌料

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
171	領収証	明治 39 年 11 月 3 日	愛宕御獵場見回塚本 友太郎→内蔵頭男爵 渡邊千秋殿	一紙、金 30 錢、但し 11 月 3 日天 長節に付下賜々餌料、波多野友吉・ 高山権之助・井本捨次郎・石川松之 助も倣う (印)
172	狩獵法違犯者報 告	明治 39 年 11 月 8 日	愛宕御獵場在勤監 守長波多野富之助 (印) →主獵局御中	罫紙、前日 7 日、標木第 21 号より 凡 1 町余り (大字木エゴ) にて、見 回塚本とともに、無免許で網を仕用 し鶉類を捕獲する者を発見、大野帛 藏 (愛宕郡上賀茂村大字上賀茂終原、 平民・農業、22 歳)、獵具引上げ最 寄警察官に引渡
173	[回送報告]	—	杉山→波多野様	罫紙、11 月 11 日受付 (波多野印)、 別紙所属署より送付越につき、件名 番号 173 ～ 174 一括
174	[鳥類狩獵者に付 通知]	明治 39 年 11 月 10 日	下鴨警察署長警部廣 谷島太郎 (印) →愛 宕御獵場 ^(ママ) 看守長波 多野富之助殿	罫紙、下収 7741 号、太田浅太郎 (京 都市上京区堀川通寺ノ内上ル東へ入 扇町、明治 8 年生)・高橋千太郎 (雲 畑村 44 番戸平民、明治 9 年生)・ 岡本顕文 (上賀茂村字上賀茂 42 番 戸士族無職、天保 9 年生) につき愛 宕御獵場区域内にて下記条件つきで 狩獵承認、狩獵鳥類：鶉類及鶉に限 る、期間は同月 9 ～ 30 日、太田は 雲ヶ畑村字岩嶽、高橋は同村字浅ヶ 谷、岡本は同村字岩屋谷で、出獵時 は命令書携帯、獵具は網に限る、件 名番号 162 参照、175 と一括
175	[捕獲承認付与通 知]	明治 39 年 11 月 13 日	京都府 (印) →愛宕 御獵場監守長波多野 富之助殿	罫紙、府第 4273 号、11 月 14 日受 付 (波多野印)、御獵場内で網具に より、鶉類・鶉に限り
176	狩獵法違犯者ノ 件ニ付回答ニ対 スル通達	明治 39 年 11 月 13 日	主獵局 (印) →監守 長波多野富之助殿	罫紙、獵甲第 726 ノ 4 号、11 月 15 日 (波多野印)、前月 31 日付回 答につき了承、狩獵法に基づく免状 と知事承認を得た者に鶉類・鶉に限 り 11 月末日まで狩獵を黙許、その 他の者は最寄警察官署へ告発するよ う念のため申入れ、狩獵法により免 状を得た者の氏名・狩獵場所などは 詳悉知事より通知の筈、それ以外は 総て違反者となる

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
177	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 39 年 11 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主猟局支払金」印
178	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 11 月 22 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙領収証 2 葉、金 9 円 90 銭監守長分、金 6 円 50 銭監守分(給与 11 月分)
179	〔御猟場内鳥獣蕃殖景況報告〕	明治 39 年 11 月 25 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助→主猟局御中	罫紙、別紙で報告、件名番号 179～180 一括
180	御猟場内鳥獣蕃殖ノ景況報告	明治 39 年 11 月 25 日	愛宕御猟場在勤監守鴨井友次郎(印)→愛宕御猟場監守長波多野富之助殿	罫紙、雲ヶ畑村方面：蕃殖盛ん、特に猪は銃声を恐れ交尾後北方へ戻らず昨年比 4 割増加、秋分田畑林産に近年稀にみる損害、鹿による被害は僅少なも多数蕃殖か、昨年来出没の熊は行方不明、鸛鳥前年捕獲せず林産等豊作につき蕃殖か、上賀茂村十三石山方面：猪は雲ヶ畑方面と往還するのみ、一時的な避寒地とする、鹿は交尾後棲息、鸛鳥蕃殖、大宮村氷室方面：猪は秋分田畑に多大の損害、棲息地の変更なく土着、鹿は雲ヶ畑より時々往来のみで蕃殖せず、鸛鳥蕃殖、雉少数棲息、以上各方面景況要約：土着の猪鹿は多少降雪あるも南方に逃避の恐れなし、積雪とともに北方より来るものは今後更に多数猟場内に生息すると確信
181	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 39 年 12 月 4 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 62 円 50 銭、塚本友太郎外 10 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主猟局支払金」印、塚本友太郎外 4 名見回分手当金 9 円ずつ、金 7 円 50 銭鴨井監守被服料、金 2 円ずつ塚本外 4 名被服料
182	〔領収証送付報告〕	明治 39 年 12 月 8 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙、塚本友太郎外 10 名分
183	成功届	明治 39 年 12 月 13 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助(印)→主猟局長伯爵戸田氏共殿	罫紙、同月 10 日、御猟場境界に標木 5 本建設及歐文札打付

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
184	〔請求書送付報告〕	明治 39 年 12 月 13 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→主獵局御中	罫紙、提出につき、別紙、件名番号 184～188 一括
185	請求書	—	—	一紙、下書、「一、金～～／但建設場所何ヶ所へ標木運搬賃／右請求候也」、裏面「一、金～～也／但標木運搬并欧文札取付人夫／何人雇賃老人二付何程／右請求候也」
186	請求書	明治 39 年 12 月 13 日	愛宕郡雲ヶ畑村波多野浅太郎→主獵局御中	罫紙、金 1 円、標木建設并に欧文札打付人夫 2 人雇賃、1 人当り 50 銭
187	請求書	明治 39 年 12 月 13 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑村 57 番戸請負人波多野浅太郎(印)→主獵局御中	罫紙、金 2 円 50 銭、建設場所 5 ヶ所へ標木運搬賃
188	請求書	明治 39 年 12 月 13 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑村 57 番戸請負人波多野浅太郎(印)→主獵局御中	罫紙、杉角(長さ 12 尺巾 5 寸、単価 2 円 50 銭)5 本 12 円 50 銭、桧札(長さ 1 尺巾 5 寸、単価 10 銭)5 枚 50 銭、釘(長さ 3 寸、単価 1 厘 5 毛)10 本 1 銭 5 厘、計 13 円 1 銭 5 厘
189	〔領収証書発送指示〕	明治 39 年 12 月 15 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 22 円、貴官外 6 名分、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「主獵局支払金」印
190	〔勉強手当に付申入〕	明治 39 年 12 月 19 日	主獵局(印)→波多野監守長殿	罫紙、獵甲第 52 号、金 7 円波多野富之助、5 円鴨井友次郎、2 円塚本友太郎、2 円波多野友吉、2 円高山権之助、2 円井本捨次郎、2 円石川松之助
191	〔領収証発送報告〕	明治 39 年 12 月 23 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙 7 名分、件名番号 191～192 一括
192	領収証	明治 39 年 12 月 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	罫紙、金 7 円、勉強手当金、「以下同じ略ス」
193	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 39 年 12 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主獵局支払金」印
194	〔領収証発送報告〕	明治 39 年 12 月 23 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙 2 名分(給与 12 月分カ)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
195	請求書	明治 39 年 12 月 23 日	愛宕御猟場主猟局監 守長波多野富之助 (印) →主猟局御中	罫紙、半紙罫紙 3 帖、半紙半面罫紙 3 帖、並封筒 100 枚
196	[送金願]	明治 39 年 12 月 23 日	愛宕御猟場主猟局監 守長波多野富之助 (印) →主猟局御中	罫紙、別紙領収証の通り紙代支払に つき、件名番号 196 ～ 197 一括
197	領収証	明治 39 年 4 月 1 日	波多野浅太郎→監守 長波多野富之助殿	罫紙、金 38 銭、15 銭半紙罫紙 100 枚、8 銭半紙半斤罫 100 枚、 15 銭封筒 50 枚
198	郵便賃請求書	明治 39 年 12 月 23 日	愛宕御猟場主猟局監 守長波多野富之助 (印) →主猟局御中	罫紙、同年 1 月～ 12 月郵便賃繰替 支払分、事由は鳥獣棲息報告、領収 証発送など、ほかに発状月日、通 数、量目または枚数、郵便額を記載 (2-4 匁で 3 銭)、本綴に不収録の発 送物は以下：1 月 20 日「御猟場標 木建設ニ付所有者川瀬新太郎 14 名 へ通知」、1 月 25 日「鳥獣棲息取調 ノ義ニ付見回石川松之助／井本捨次 郎へ通知」、1 月 26 日「標木代金受 取証ノ発送」、2 月 25 日「狩猟ノ義 ニ付石川／井本両見回へ召集通知」、 3 月 15 日「領収証拾通発送」、4 月 11 日「休泊手当領収証発送」、9 月 1 日「証票下附ノ件ニ付伺」、9 月 18 日「石川見回井本見回御猟場ノ 件ニ就キ照会」、10 月 17 日「石川 見回井本見回到照会」、同 26 日「標 木増設ノ義ニ付伺」、11 月 4 日「標 木増設認可ニ付見積書発送」、同 11 日「標木増設義ニ付伺再調」、12 月 6 日「見回石川松之助井本捨次郎へ 通知」、12 月 20 日「請求書再送」、 12 月 21 日「見回石川松之助／井 本捨次郎へ通知」
199	請求書	明治 39 年 12 月 13 日	愛宕郡雲ヶ畑村波多 野浅太郎 (印) →主 猟局御中	罫紙、金 1 円、標木建設并に欧文札 打付人夫 2 人雇賃、1 人当り 50 銭、 付箋あり、官吏の請負人は禁止、他 3 人を請負人とし同人から請求書差 出しのこと、12 月 24 日狩猟局

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
200	従是自明治四十年一月至同年十二月往復文	—	—	一紙、内扉、件名番号 200 ～ 318 一括
201	御獵時期間合ノ件	明治 40 年 1 月 4 日	主獵局 (印) → 波多野監守長殿	野紙、獵甲第 9 号、御獵の好季節が何日頃か取調と報告を求める
202	御獵時期二付回答	明治 40 年 1 月 9 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助 (印) → 主獵局御中	野紙、甲第 1 号、前年 12 月以来の降雪少量につき北方から屯集する野獸が例年通りにならず、しかし棲息頭数は増加、特に小猪が繁殖、1 月 2 日より降雪もその後暖気で雪が消え、好獵期とは認められず、例年 1 月中が最良期のため中下旬の御獵を進言、以後も時々報告すると申上
203	御獵時期二付報告	明治 40 年 1 月 13 日	愛宕御獵場在勤監守長波多野富之助 (印) → 主獵局御中	野紙、甲第 2 号、回答翌日の 10 日より寒気増進、11 日より人家附近で 12 寸、北方で 56 寸ほどの積雪、場内へ逃集する野獸数群、役員始め村民一統歎喜、見回が場内四周踏査中につき詳細報告は後日、日期を逸せず出獵を準備するためとして報告
204	[踏査報告指示]	明治 40 年 1 月 16 日	クナイ局 (宮内省) → ハタノトミノスケ	電報送達紙、官報、第 32 号、指定: マツ、「別使配達」印、13 日付報告を確認、踏査結果の至急通知あれ、16 日午後 5 時着電 (波多野印)
205	踏査報告上伸書	明治 40 年 1 月 17 日	愛宕御獵場在勤監守鴨井友次郎 → 主獵局御中	野紙、御訓電により、別紙報告書、監守長不在につき監守報告、件名番号 205 ～ 207 一括
206	御獵場踏査ノ結果報告	明治 40 年 1 月 17 日	愛宕御獵場在勤監守鴨井友次郎 → 波多野監守長殿	野紙、同月 13 ～ 16 日、見回と共に各区踏査、野獸捷息数取調結果、別紙で報告
207	別紙 [御獵場内野獸生息数踏査結果]	—	—	野紙、山頂尾道、大谷筋、主たる小谷を踏査、第 1 区は祖父谷筋西部、祖父谷東部及惣谷全部、中津川谷西部、中津川谷東部に分け各地域字・小谷ごとに報告、その他中間山林内に定住する野獸は足跡を見ず、積雪少なく北部より来るべき野獸少数なるは遺憾、時々少量降雪につき捷息数減少等の憂いなしと認む、最良好獵期は本月中旬から下旬、日々踏査しつつあるため意外の異動は報告

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
208	誤テ獲得シタル命令外ノ鳥獣名及員数	明治 40 年 1 月 26 日	監守長波多野富之助 (印)→	罫紙、見回波多野友吉、牡鹿 1 頭、御猟場 1 区、出逢ヒタル概況：他の遠距離へ出たところを無理に発砲、御猟場区割：1、官氏名：主猟官米田虎雄
209	誤テ獲得シタル命令外ノ鳥獣名及員数	明治 40 年 1 月 26 日	監守長波多野富之助 (印)→	罫紙、見回塚本友太郎、牡鹿 1 頭、御猟場 1 区、出逢ヒタル概況：他の待場から戻り、前面に立ち追分で射留、御猟場区割：1、官氏名：主猟官伊達宗陳
210	手負鹿搜索ニ付報告	明治 40 年 1 月 31 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助→主猟局御中	罫紙、愛 7 号、米田主猟官の射に係る手負約 6 歳の牡鹿を搜索、勢子 6 名猟犬 30 頭を雇入れ、昨 30 日から 4 度の搜索、発見できず
211	〔願上書〕	明治 40 年 2 月 1 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助→主猟局御中	罫紙、別封、黒木大将、片岡男爵両閣下各主猟官殿へ御執達を
212	〔願上書〕	明治 40 年 2 月 2 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助 (印)→主猟局御中	罫紙、別紙領収証発送につき先に差出しの假証書の返送を
213	〔請求書訂正指示〕	明治 40 年 2 月 18 日	福田善太郎→波多野監守長殿	一紙、第 11 号、2 月 19 日受付 (波多野印)、金 115 円 20 銭、内訳金 98 円 40 銭勢子人夫 164 人 (1 人当り 60 銭)、金 16 円 80 銭猟犬損料延 42 頭 (1 頭当り 40 銭)、御猟場への出張の際支払い分、整理上の不都合から人夫代と猟犬代を 2 紙に分けて書き改め至急送付の指示
214	〔送付報告〕	明治 40 年 3 月 7 日	愛宕御猟場監守長波多野富之助 (印)→主猟局御中	罫紙、指示により、別紙更正の上送付
215	領収証	明治 40 年 2 月 12 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑村波多野浅太郎 (印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 38 銭、15 銭半紙罫紙 100 枚、8 銭半紙半枚罫紙 100 枚、15 銭封筒 50 枚
216	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 2 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、第 16 号、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主猟局支払金」印、3 月 21 日受付 (波多野印)
217	〔領収証発送報告〕	明治 40 年 2 月 22 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助→内蔵寮御中	罫紙、別紙 2 葉 (給与 2 月分カ)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
218	〔鉦物試掘出願に付指示伺〕	明治 40 年 3 月 28 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→主獵局御中	罫紙、愛第 17 号、御獵場内字中津川小字松尾谷での満俺鉦試掘が出願との報告あり、取調により鳥獸繁殖を妨害する事業と認む、至急指示を仰ぐ、件名番号 218～219 一括
219	愛宕御獵場内ニ於テ満俺鉦試掘出願ニ就キ報告書	明治 40 年 3 月 27 日	愛宕御獵場在勤監守鴨井友次郎(印)→愛宕御獵場監守長波多野富之助殿	罫紙、出願者は徳島県人尾関甲子二郎、満俺鉦の露頭場所は松尾谷氏有地山腹、同附近は御獵場設置以前から鳥獸の繁殖が盛んにつき、岩石爆破など採掘作業より附近震動のため、鳥獸が逃避し繁殖しない悲境に陥る恐れありとの意見を具申
220	〔領収証訂正発送報告〕	明治 40 年 3 月 29 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→主獵局御中	罫紙、標木建設について
221	御獵場内鳥獸現在数取調ノ件	明治 40 年 3 月 29 日	主獵局(印)→愛宕御獵場監守長波多野富之助殿	罫紙、獵甲発第 88 号、30 日受付(波多野印)、前年 12 月末日にあるべき予想棲息数の報告が未だなく差障りあり至急の提出を命じる
222	〔鳥獸予想棲息数調提出報告〕	明治 40 年 3 月 31 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→主獵局御中	罫紙、前年 12 月末日調、別紙の通り、件名番号 222・223 一括
223	明治三十九年十二月三十一日現在愛宕御獵場内鳥獸取調書	—	—	罫紙、第 1 区(字横成を除く雲ヶ畑村全域):猪 130 頭、鹿 250 頭、鶴知 800 羽、第 2 区(上賀茂村):猪 25 頭、鹿 100 頭、鶴知 200 羽、第 3 区(大宮村と雲ヶ畑村字横成):猪 20 頭、鹿 100 頭、鶴知 200 羽
224	〔出張に付通達〕	明治 40 年 3 月 30 日	主獵局(印)→波多野監守長殿	罫紙、帝室会計審査官補三室戸敬光の御獵場実況審査として
225	〔出張に付通牒〕	明治 40 年 3 月 31 日	監守長波多野富之助(印)→鴨井監守殿	罫紙、30 日付主獵局通達の件
226	村會議員当選ニ付認可伺	明治 40 年 4 月 12 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助(印)→主獵局長伯爵戸田氏共殿	罫紙、前日 11 日当選、就職にあたり差障りなし
227	議員当選認可ノ件ニ付通達	明治 40 年 4 月 17 日	主獵局(印)→波多野監守長殿	罫紙、獵甲発第 102 号、18 日受付(波多野印)、認可につき事実を具して宮内大臣宛に願達差出のこと

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
228	議員当選ニ付認可願	明治 40 年 4 月 18 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助(印)→宮内大臣子爵田中光顕殿	罫紙、「(三通ヲ要ス)」と追記
229	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 4 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主猟局支払金」印
230	〔領収証発送報告〕	明治 40 年 4 月 23 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙 2 葉(給与 4 月分カ)
231	〔巡視に付通知〕	明治 40 年 4 月 26 日	上京区上立売新町西へ入ル三室戸方帝室会計審査官三室戸敬光(印)→愛宕郡雲ヶ畑村長波多野富之助殿	葉書、京都西陣 26 日午前 10-11 消印、受付第 33 号、26 日受付(波多野印)、29 日巡視希望、案内順序取決のため表記の場所へ出向願ひ、また当日雨天の場合順延の取計いを
232	満俺鉦試掘出願ニ関スル再伺	明治 40 年 5 月 23 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助(印)→主猟局御中	罫紙、同年 3 月 28 日付愛第 17 号で伺置、至急の指示を仰ぐ
233	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 5 月 20 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、富之助外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主猟局支払金」印
234	〔領収証発送報告〕	明治 40 年 5 月 23 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙 2 葉(給与 5 月分カ)
235	満俺鉦試掘出願ニ対スル通達	明治 40 年 5 月 20 日	主猟局(印)→愛宕御猟場監守長波多野富之助殿	罫紙、猟甲発第 398 号、5 月 29 日受付(波多野印)、その筋へ照会、何ら回答無し、回答・指令あるはず
236	〔領収証書発送指示〕	明治 40 年 6 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「主猟局支払金」印
237	〔領収証送付報告〕	明治 40 年 6 月 21 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙 2 葉(給与 6 月分カ)
238	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 6 月 22 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 62 円 50 銭、塚本友太郎外 10 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主猟局支払金」印

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
239	〔領収証書回送報告〕	明治 40 年 6 月 27 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙 11 通(見回給与・被服料半年分カ)、件名番号 239～243 一括
240	領収証	明治 40 年 6 月 26 日	愛宕御獵場見回塚本友太郎→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 9 円、年手当金 18 円同年 1～6 月月割 6 ヶ月分、以下 4 通(4 名分)は省略
241	領収証	明治 40 年 6 月 25 日	愛宕御獵場監守鴨井友次郎→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 7 円 50 銭、被服料同年 6 月渡り半期分
242	領収証	明治 40 年 6 月 26 日	愛宕御獵場見回塚本友太郎→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 2 円、被服料同年 6 月渡り半期分、以下 4 名分は省略
243	領収証	明治 40 年 6 月 26 日	愛宕御獵場見回井本捨次郎→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 2 円、被服料同年 6 月渡り半期分
244	山林被害報告	明治 40 年 7 月 1 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助(印)→主獵局御中	罫紙、愛甲第 28 号、御獵場内第 1 区小字祖父谷峠続より同草原谷及足谷間に前月上旬より鬮熊による杉桧他樹木被害、同区受持見回塚本友太郎より報告、実地取調詳細を報告
245	〔休暇取得指示〕	明治 40 年 7 月 10 日	主獵局(印)→愛宕御獵場波多野監守長殿	罫紙、獵甲、暑中につき取得希望の申出に対して、御用都合見計らいの上、但し旅行は届出の上許可
246	獵犬兇御下賜申請之件	明治 40 年 7 月 19 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助(印)→主獵局御中	罫紙、愛甲第 29 号、御獵場内に好良なる獵犬種なく、御獵に際し頗る困難を感じるため 3、4 頭を
247	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 7 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主獵局支払金」印
248	〔領収証送付報告〕	明治 40 年 7 月 22 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙 2 通(給与 7 月分)、件名番号 248・249
249	領収証	明治 40 年 7 月 22 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助(印)→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙(三銭収入印紙)、金 10 円年俸 120 円月割 7 月分、内訳：金 9 円 90 銭現金受取高、金 10 銭遺族扶助例納金
250	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 8 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、富之助外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主獵局支払金」印

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
251	〔領収証送付報告〕	明治 40 年 8 月 21 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助→内蔵寮御中	罫紙、別紙 2 通（給与 8 月分カ）
252	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 9 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主猟局支払金」印
253	〔領収証送付報告〕	明治 40 年 9 月 21 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助（印）→内蔵寮御中	罫紙、別紙 2 通（給与 9 月分カ）
254	熊ノ被害報告	明治 40 年 10 月 6 日	愛宕御猟場主猟局監守長波多野富之助（印）→主猟局御中	罫紙、愛甲第 33 号、同年 7 月 1 日報告取調書別紙、被害場所：雲ヶ畑村善明幾居両谷、被害樹木・目通り尺附・数量・見積金額（時価の 1/3）：杉、3 尺 5 本（10 円）、2 尺 6 寸 5 本（17 円 50 銭）、2 尺 4 本（2 円）、1 尺 8 寸 4 本（1 円 60 銭）
255	熊ノ被害取調書	—	—	罫紙、同年 6 月上旬より御猟場へ熊来り、森林に被害、被害者より継々申出につき、本月 12 日高山見回を伴い調査、第 2 区字善明幾居両谷 3 番地波多野宇之助所有に係る山林（4 町 6 反 2 畝 10 歩）内：杉 14 本（各々目通り尺廻し記載）、同字 4 番地奥町中所有に係る山林（3 町 8 反 8 畝 5 歩）内：杉 4 本（同前）
256	野獣蕃殖之状況并ニ被害報告	明治 40 年 10 月 9 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助（印）→主猟局御中	罫紙、愛甲第 34 号、猟場設置から満 2 年、各区とも猪鹿が夥しく増加、殊に第 1 区は数倍に（兒猪が繁殖）、田畑山林に被害少なからず、田畑の周囲には村の補助金で堅固な木柵を設置するなど種々予防の策を講ずるも特に山林に接する田地は被害多く、やむを得ざる状況となり、別紙の通り監守より申出

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
257	猪鹿熊ノ山林ニ 與エタル被害ニ 付報告	明治 40 年 10 月 8 日	愛宕御獵場在勤監守 鴨井友次郎(印)→ 愛宕御獵場監守長波 多野富之助殿	罫紙、本年野獣の蕃殖夥しく、堅固 な木柵をも破壊侵入し被害、猪鹿に よる被害：雲ヶ畑村奥町・一ノ瀬・ 宮ノ向・岩ノ奥各字に付算出、被害 田反別計 6 反 4 畝歩、数量計 9 石 6 斗、見積金額計 144 円、富之助 の取調後の熊による被害を併せて報 告：雲ヶ畑村字炭焼由利より冥加谷 迄・草原谷・亀ヶ砂・久世谷・高砂・ 小梅本谷・夫婦岩各字に付算出、主 に根ほかに杉、数量計 122 本、見 積金額(1 本の売買時価の 1/3 とし て算出)計 215 円 80 銭、受第 36 号 10 月 8 日(波多野印)
258	満俺鉦試掘願ノ 件ニ付報告	明治 40 年 10 月 9 日	愛宕御獵場在勤主獵 局監守長波多野富之 助(印)→主獵局御 中	罫紙、愛甲第 35 号、同年 3 月 28 日付愛甲第 17 号、5 月 23 日付同 第 24 号で伺出置の件、別紙の通り 不許可となったと監守より申出
259	満俺鉦試掘不許 可ニ付報告	明治 40 年 10 月 8 日	愛宕御獵場在勤監守 鴨井友次郎(印)→ 監守長波多野富之助 殿	罫紙、受第 37 号 10 月 9 日(波多 野印)、3 月 27 日の報告以来何らの 風聞なし、鉦山監督署より出願人(尾 関甲子二郎)に対し公益に害ありと 認め不許可とした旨伝承
260	[領収証書徴収・ 送付指示]	明治 40 年 10 月 19 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、 送付の金券本人へ引渡の上で、「主 獵局支払金」印
261	[領収証送付報 告]	明治 40 年 10 月 22 日	愛宕御獵場在勤主獵 局監守長波多野富之 助印→内蔵寮御中	罫紙、別紙 2 葉(給与 10 月分)、 件番号 261・262 一括
262	領収証	明治 40 年 10 月 22 日	愛宕御獵場在勤監守 長波多野富之助印→ 内蔵頭男爵渡邊千秋 殿	一紙、金 10 円年俸 120 円月割 10 月分、内訳：金 9 円 90 銭現金受取高、 金 10 銭遺族扶助例納金
262- 1	領収証	明治 40 年 10 月 22 日	愛宕御獵場在勤監守 鴨井友次郎印→内蔵 頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円月 割 10 月分
263	[天長節酒饌料下 賜に付通達]	明治 40 年 10 月 22 日	主獵局(印)→愛宕 御獵場監守長波多野 富之助殿	罫紙、獵甲第 305 号、受第 39 号 10 月 24 日(波多野印)、監守長金 50 銭、監守金 30 銭、小者金 15 銭、 大膳職より内蔵寮を経て通送、夫々 に交付方取計、領収証書差出のこと

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
264	職務勉勵者申立 ノ件	明治 40 年 10 月 24 日	主猟局主事鍋島精次 郎(印)→主猟局監 守長波多野富之助殿	罫紙、猟甲発第 317 号、受第 40 号 10 月 25 日(波多野印)、監守・見 回平素職務に誠実勉勵の者あれ ば、精密公平に取調べ甲乙丙三種に 分け、本月末日までに報告
265	職務勉勵者報告 ノ件	明治 40 年 10 月 28 日	愛宕御猟場在勤主猟 局監守長波多野富之 助(印)→主猟局主 事鍋島精次郎殿	罫紙、愛甲第 37 号、24 日付猟甲 発第 316 号への返信、甲・平素職 務ニ熱誠ナル者：見回波多野友吉、 乙・平素職務ニ誠実ナル者：監守鴨 井友次郎、見回塚本友太郎、同高山 権之助、丙・平素職務ヲ怠ラザル者： 見回石川松之助、同井本捨次郎
266	〔御猟場区域内鳥 類狩猟承認に付 通知〕	明治 40 年 10 月 25 日	京都府(印)→愛宕 郡雲畑村看守長波多 野富之助殿	罫紙、府第 5260 号、受 41 号 10 月 26 日受付(波多野印)、6 名によ る願出、承認の条件：鶉類・鶉に限 る、11 月 30 日まで(期限経過後 返納)、猟具は網に限る、6 名の狩 猟場所、6 名は大野幸次郎、西村長 四郎(いずれも上賀茂村字上賀茂)、 高橋仙太郎(雲ヶ畑村)、岡本顕文(京 都市上京区土手町通木屋町末丸町)、 太田浅太郎(上京区堀川通寺ノ内上 ル)、伊藤定太郎(上京区上御霊鳥 居前上ル)、※岡本・太田・高橋は 件名番号 162・174 に既出
267	〔領収証書徴収・ 送付指示〕	明治 40 年 10 月 29 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 1 円 55 銭、貴官外 6 名、「大 膳職支払金」印
268	〔賜饌料下賜に付 通達〕	明治 40 年 10 月 31 日	愛宕御猟場在勤主猟 局監守長波多野富之 助(印)→見回石川 松之助殿	罫紙、愛乙第 12 号、便宜郵券を引 替え発送のため、記名調印の上回送 のこと、別紙あり
269	〔賜饌料下賜に付 通達〕	明治 40 年 10 月 31 日	愛宕御猟場在勤主猟 局監守長波多野富之 助(印)→監守鴨井 友次郎殿	罫紙、愛乙第 13 号、調印の上直に 回送のこと、同様に見回塚本友太郎 殿・見回波多野友吉殿・同高山権之 助殿・同井本捨次郎殿宛各通
270	〔照会書に付願 出〕	明治 40 年 11 月 2 日	愛宕御猟場在勤主猟 局監守長波多野富之 助(印)→愛宕郡長 倉田義路殿	罫紙、便宜御衛へ別紙にて発送、よ ろしく取扱願ひ

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
271	〔電気会社水路掘削に付照会〕	明治 40 年 11 月 2 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助印→京都府知事大森鐘一殿	野紙、当御獵場内、上賀茂より雲ヶ畑に達する街道中、字大岩以南で洛北水力電気株式会社の施設に係る水路、道路上部から何時岩石土砂の崩落するかもわからず、年内に御獵挙行ならば貴頭の通行に危険あり、至急何分のご措置を望む
272	〔領収証送付報告〕	明治 40 年 11 月 4 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	野紙、別紙 7 葉、件名番号 272 ～ 275 一括
273	領収証	明治 40 年 11 月 3 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助→内蔵頭男爵渡邊千秋殿	一紙、金 50 銭、11 月 3 日天長節に付下賜賜饌料
274	領収証	明治 40 年 11 月 3 日	愛宕御獵場監守鴨井友次郎印→内蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙(三銭収入印紙)、金 30 銭、11 月 3 日天長節に付下賜賜饌料、「大膳職支払金」印
275	領収証	明治 40 年 11 月 3 日	愛宕御獵場見回塚本友太郎印→内蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙(三銭収入印紙)、金 15 銭、11 月 3 日天長節に付下賜賜饌料、「大膳職支払金」印、外波多野友吉、高山権之助、石川松之助、井本捨次郎
276	〔御獵場区域内鳥類狩獵承認に付通知〕	明治 40 年 11 月 2 日	京都府(印)→愛宕郡雲ヶ畑村看守長波多野富之助殿	野紙、府第 5260 号、受第 43 号 11 月 4 日(波多野印)、柗木唯四郎(上賀茂村字上賀茂)より願出、承認の条件:前被告と同省略、獵場所は雲ヶ畑村魚谷及小字シヤラノ地域内
277	御獵場内上賀茂ヨリ雲ヶ畑ニ達スル街道中道路上部ニ水路掘鑿工事施業ニ関スル報告	明治 40 年 11 月 5 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助印→主獵局御中	野紙、愛甲第 39 号、御獵場に対し捨置き難い施業、別紙写の通り照会致し置き、至急の御詮議を願う、11 月 2 日付号外知事宛及部長宛の写を添付

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
278	〔出猟、猪鹿被害及水路掘削に付願出〕	明治 40 年 11 月 7 日	波多野富之助(印) 九拝→鍋島尊台御坐下	罫紙、繁殖した猪鹿が数度の降雪で生息地を替える恐れあり、年内に御狩猟を、餌食を求め耕地・山林に被害、懸け穂に食害、麦作地などは本年より播種せず、民心安慰せずば不敬な言動を成す恐れあり苦慮、事情の洞察願ひ、猟場内枢要なる街道中水路掘削に付大至急詮議措置願
279	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 11 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 45 銭、貴官外 1 名、「主猟局支払金」印
280	〔年俸月割超過交付に付指示伺〕	明治 40 年 11 月 21 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 41 号、翌月分として便宜預り置くか為替証書返納か、至急
281	郵便物集配ニ関スル照会	明治 40 年 11 月 21 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印)→京都郵便電信局長殿	罫紙、愛第 42 号、1 日午前午後 2 回の集配を本月 16 日より午前 1 回に改定と郵便局通知、午後便後役員を集め翌日手配、午前便では 1 日を空費、好猟期など主猟局へ報告が遅れ、出猟の貴頭方をも失望させるため不便、従来集配の特別取計願
282	御猟景況其他ノ件ニ付通達	明治 40 年 11 月 20 日	主猟局主事鍋島精次郎(印)→愛宕御猟場監波多野富之助殿	罫紙、猟甲発第 355 号、受第 46 号 11 月 22 日(波多野印)、7 日付概況報告諒承、好猟期は虚飾の文詞を用いず電報か至急郵便で上申、御猟場となれば鳥獣被害は自然、報告不要、人民は今更不満を懐く謂われなし、心得違、洛北水力発電の件、知事への照会を詳悉上申を
283	御猟場ニ於ケル洛北水電株式会社起工ニ係ル用水路穿鑿ノ件ニ付再報告	明治 40 年 11 月 21 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助→主猟局御中	罫紙、愛甲第 43 号、5 日附及 20 日附電報で報告指示願、起工は上賀茂村石山字大岩～落合(御猟場第 2 区との重複は梨ヶ峠まで)、工法詳細記載、工事は石垣を造営して防止した土砂崩壊を再発させる恐れ、来月出猟へ影響、将来街道通行する貴賓への危害を憂慮、当局者に督促するも見るべき設備なし、日夜苦心、期待する好猟期を一営利的公司のため破壊されること忍びなし、再度何分の指揮求む

明治 38 ~ 41 年京都御獵場往復綴件名目録

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
284	〔領収証発送報告・領収証控〕	明治 40 年 11 月 26 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助→内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 44 号、別紙 2 葉 (25 日附)、金 10 円 (内 10 銭は例納金) 波多野監守長分、金 6 円 50 銭鴨井監守分 (給与 11 月分)
285	御獵場内主要道路附近ニ於ル水路穿鑿工事中止ニ関スル報告	明治 40 年 11 月 26 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助 (印) → 主獵局御中	罫紙、愛甲第 45 号、23 日起工予定のところ府庁が起工者に対し一時中止命令、以来監査により危険が減少、なお今後も小官時々注意す
286	〔電報〕	明治 40 年 11 月 30 日	ヲタギゴレウバカン シュチヨハタノ (富之助) → 東京宮内省主獵局御中	罫紙、ジキヨシシキウゴシユツレウアレ (好獵期につき出獵推奨)、午後 3 時半発電
287	〔出獵延期通知〕	明治 40 年 12 月 1 日	クナイ局 (宮内省) → ハタノトミノスケ	電報送達紙、官報、「別使配達」印、著信第 36 号、指定：マツ、主獵官一同他御獵場へ出獵中につき、委細は手紙で、午後 1 時発局受付、同 37 分著局受信、受第 50 号同日午後受付 (波多野印)
288	〔出獵延期委細申入〕	明治 40 年 12 月 1 日	主獵局 (印) → 監守長波多野富之助殿	罫紙、出獵推奨上申電報に対して、岩瀬御獵場へ出張中、同月 8、9 日予定、電報にて上申を、受第 51 号 3 日受付 (波多野印)
289	主要鳥獸棲息報告	明治 40 年 12 月 4 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助→主獵局御中	罫紙、愛甲第 50 号、昨日 30 日電報上申後、監守見回で各区踏査、別紙報告、昨年からはほぼ倍増、1 週間以上 10 日間の予定で御出獵仰ぎたし、件番号 289・290 一括
290	鳥獸捷息数取調ニ関スル報告	明治 40 年 12 月 3 日	愛宕御獵場在勤監守鴨井友次郎→監守長波多野富之助殿	罫紙、本月 1 日少量降雪につき踏査、猪鹿頭数を各区分、予後少量の降雪では移居の恐れなし、第 1 区：祖父谷筋西部及岩屋谷全部 (字平田ヶ谷・足谷・蛇谷・棧敷ヶ谷・西谷)、同東部及惣谷全部 (字冥ヶ谷・久世谷・小梅本谷・惣谷・小梅以北峠迄)、字中津川谷筋全部 (字奥谷・山梨谷・幾伊谷・浅ヶ谷・奥谷)、部藤附近 (沓掛・丸谷及瀧ヶ谷・隅田ヶ谷)、第 2 区：字砂ヶ瀬・八柝谷・立原、第 3 区：字撫成谷及尾横、〔習鳥〕雉は各区多数繁殖、異動あれば直ちに報告、受第 52 号 4 日受付 (波多野印)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
291	〔御猟事務連絡〕	—	レウバ ハタノ(愛宕御猟場波多野富之助) →	電報頼信紙、官報、シヨメンミタヨテイノヒヨシナヌカイジ ヨウノタイザ イキボ ウ(書面確認、予定日に問題なし、「ナヌタイジョ」に滞在希望)、波多野印
292	〔御猟延期通知〕	明治 40 年 12 月 5 日	クナイ局(宮内省) → ハタノトミノスケ	電報送達紙、官報、「別使配達」印、著信第 59 号、指定：マツ、来春まで延期、委細は手紙で、午後 0 時 15 分発局受付、同 1 時 1 分著局受信、受第 54 号同日午後 3 時 45 分(波多野印)
293	御猟場内枢要道路附近ニ於ル水路穿鑿工事ニ関シ実地御取調申請書	明治 40 年 12 月 11 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印) → 主猟局御中	罫紙、愛甲第 51 号、工事一時中止するも峻山中腹のため各所崩壊し通行止、監督施行でないと判断、1 月早々御出猟への危害と水路貫通後道路崩壊の恐れあり憂慮、至急願ひ
294	成功届	明治 40 年 12 月 11 日	愛宕御猟場監守長長波多野富之助(印) → 主猟局長伯爵戸田氏共殿	罫紙、愛甲第 52 号、勢子道刈渡辺辰蔵請負の分、10 日成功
295	〔請求書提出発送報告〕	明治 40 年 12 月 11 日	愛宕御猟場在勤監守長波多野富之助(印) → 主猟局御中	罫紙、愛甲第 53 号、別紙で、件番号 295・296 一括
296	請求書	明治 40 年 12 月 11 日	愛宕郡雲ヶ畑村 渡邊辰蔵(印) → 主猟局御中	罫紙、金 48 円 75 銭、御猟場内勢子道刈人夫 75 人賃金、1 人当り 65 銭
297	御猟場見回増加之儀ニ付稟請	明治 40 年 12 月 14 日	愛宕御猟場在勤主猟局監守長波多野富之助 → 主猟局長伯爵戸田氏共殿	罫紙、愛甲第 54 号、御猟場設置より 2 年余、主要鳥獣蕃殖著しく四周の境界複雑につき平常時でも不足、困難を感じ、かつ目下御猟期経験上不都合あり、至急ご詮議の上、第 1 区 2 人(雲ヶ畑村波多野菊太郎・同塚本宗太郎)、第 2 区 1 人(上賀茂村藤林松之助)、第 3 区 1 人(大宮村大字西加茂宮嶋梅吉)
298	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 12 月 16 日	内蔵寮 → 波多野富之助殿	罫紙、金 62 円 50 銭、塚本友太郎外 10 名、送付の金券本人へ引渡の上で、「主猟局支払金」印、件番号 298・299 一括

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
299	〔金券内訳〕	—	—	罫紙、給与 12 月分、富之助金 10 円 (年俸 120 円月割)、監守鴨井友次郎金 6 円 50 銭 (同 78 円月割)、受第 57 号 18 日受付 (波多野印)
300	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 12 月 17 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 48 円 75 銭、渡辺辰蔵分、送付の金券本人へ引渡の上で、「主獵局支払金」印
301	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 40 年 12 月 19 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、貴官外 1 名分金 16 円 40 銭、貴官外 6 名分金 31 円、送付の金券本人へ引渡の上で、「主獵局支払金」印
302	〔集配増回願につき回答〕	明治 40 年 12 月 20 日	京都郵便局長(印)→ ^(守) 監視長波多野富之助殿	罫紙、監規第 2628 号、愛甲第 42 号の件本省稟議に及目下状況では一般権衡上必要なしと認めら詮議ならず、受第 60 号 12 月 21 日受付 (波多野印)
303	兼職満期退職二付報告	明治 40 年 12 月 23 日	主獵局監守長波多野富之助→主獵局長伯爵戸田氏共殿	罫紙、愛甲第 55 号、京都府愛宕郡雲ヶ畑村長を同月 15 日に
304	〔勉強手当金下賜に付申入〕	明治 40 年 12 月 21 日	主獵局(印)→波多野監守長殿	罫紙、獵甲第 371 号、内蔵寮經由現金回送、到達後受領証差出取計を、監守長波多野富之助金 8 円、監守鴨井友次郎金 7 円、見回塚本友太郎金 4 円、同波多野友吉・高山権之助・井本捨次郎・石川松之助各金 3 円
305	請求書	明治 40 年 12 月 24 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助→主獵局御中	罫紙、愛甲第 56 号、半紙罫紙 5 帖、半紙半面罫紙 10 帖、並封筒 200 枚
306	御獵ノ儀二付報告	明治 40 年 12 月 24 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助→主獵局御中	罫紙、愛甲第 57 号、来 1 月早々御出獵の御内命、上賀茂村(堺屋の清音楼)にて正午準備を整え午後より第 3 区(上賀茂村字十三石山)で両 3 回の御狩獵、第 1 区(雲ヶ畑村)に御着の願は至極適當、降雪なければ異動なし、「郵便賃請求書」反転
307	領収証発送報告	明治 40 年 12 月 27 日	愛宕御獵場在勤主獵局監守長波多野富之助→内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 58 号、別紙塚本友太郎外 10 名分
308	領収証	明治 40 年 12 月 24 日	愛宕御獵場見回塚本友太郎→内蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙、金 9 円、年手当 18 円同年 7 ～ 12 月月割 6 ヶ月分

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
309	領収証	明治 40 年 12 月 24 日	愛宕御猟場在勤監守 鴨井友次郎→内蔵頭 子爵渡邊千秋殿	一紙、金 7 円 50 銭、被服料、同年 12 月渡り半期分
310	領収証	明治 40 年 12 月 24 日	愛宕御猟場見回塚本 友太郎→内蔵頭子爵 渡邊千秋殿	一紙、金 2 円、被服料、同年 12 月 渡り半期分、石川は 27 日付
311	〔領収証発送報 告〕	明治 40 年 12 月 24 日	愛宕御猟場在勤主猟 局監守長波多野富之 助→内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 59 号、別紙渡邊辰蔵 分
312	領収証	明治 40 年 12 月 23 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村渡辺辰蔵印→内蔵 頭子爵渡邊千秋殿	一紙、金 48 円 75 銭、御猟場内勢 子道刈人夫 75 人賃金、1 人当り 65 銭
313	〔領収証発送報 告〕	明治 40 年 12 月 27 日	愛宕御猟場在勤主猟 局監守長波多野富之 助→内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 60 号、別紙小官外 1 名分
314	領収証	明治 40 年 12 月 24 日	愛宕御猟場在勤監守 長波多野富之助→内 蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円の月割 (12 月分)
315	領収証	明治 40 年 12 月 24 日	愛宕御猟場在勤監守 鴨井友次郎→内蔵頭 子爵渡邊千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円の 月割 (12 月分)
316	〔領収証発送報 告〕	明治 40 年 12 月 27 日	愛宕御猟場在勤主猟 局監守長波多野富之 助→内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 61 号、別紙小官外 6 名分
317	領収証	明治 40 年 12 月 24 日	愛宕御猟場在勤監守 長波多野富之助→内 蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙、勲励手当金 8 円、追記：監 守鴨井友次郎金 7 円、見回塚本友太 郎金 4 円、同波多野友吉ほか 3 名 金 3 円ずつ
318	〔諸繰替金請求書 発送報告〕	明治 40 年 12 月 28 日	愛宕御猟場在勤主猟 局監守長波多野富之 助 (印) →主猟局御 中	罫紙、愛甲第 62 号、別紙で、但同 年 1 ～ 12 月の郵便電信使丁繰替金 請求控は郵便電信脚夫差立簿にあり
319	従是自明治 四十一年一月至 同年十一月十九 日往復文	—	—	一紙、内扉、件名番号 319 ～ 443 一括
320	〔好猟期申上〕	(明治 41 年 1 月 日)	レウバハタノカンシ ユテウ (富之助) → 主猟局	電報頼信紙、官報、ジ キモツトモ ヨシヲイデ マツ (出猟待つ)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
321	〔出獵予定通知〕	明治 41 年 1 月 4 日	ク ナ イ 局 (宮 内 省カ) → オ タ キ ク ン ク モ ケ ハ タ ム ラ ハ タ ノ ト ミ ノ ス ケ	電報送達紙、官報、「別使配達」印、著信第 90 号、指定：マツ、来る 9 日よりシシとり(猪狩り)、用意あれ、〔委細の〕手紙あとより、午後 4 時 20 分発局受付、同 5 時 31 分著局受信、受第 3 号同日午後 9 時 50 分(波多野印)
322	〔受持区棲息獸頭数取調指示〕	明治 41 年 1 月 5 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助→鴨井監守殿、塚本見回外 4 名各通	野紙、主獵寮より 4 日付電報を以て 9 日より御獵開始の旨通達につき、至急報告を
323	〔主獵官到着予定通知〕	明治 41 年 1 月 5 日	ク ナ イ 局 (宮 内 省カ) → ハ タ ノ ト ミ ノ ス ケ	電報送達紙、官報、「別使配達」印、著信 75 号、指定：マツ、7 日午後 7 時米田・鍋島京都到着、午後 6 時 17 分発局、受付同 6 時 35 分著局受信、受第 4 号同日午後 10 時 50 分(波多野印)
324	〔御獵予定につき通知〕	明治 41 年 1 月 5 日午後 11 時	獵場監守長波多野富之助→鴨井監守殿、各見回へ各通	野紙、愛乙第 3 号、主獵寮より電報あり 7 日午後 7 時米田主獵頭鍋島主事京都着につき、翌 8 日から御獵開始となるかは困難と予め承を
325	〔出張対応通達〕	明治 41 年 1 月 6 日	主獵寮(印) → 愛宕御獵場監守長波多野富之助殿	野紙、獵甲第 3 号、受第 5 号 8 日、来 9 ～ 16 日の 8 日間獸獵仰出、獵頭は翌 7 日午前 8 時、他は 8 日同時の新橋発汽車、人員：米田主獵頭、貴志・伊達・鍋島・岡崎・藪・松平・細川主獵官、属 4 名、省丁 2 名
326	〔領収証書発送指示〕	明治 41 年 1 月 15 日	内蔵寮→波多野富之助殿	野紙、金 5 円 41 銭、貴官外 1 名分、金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「主獵寮支払金」印
327	〔履歴書送付指示〕	明治 41 年 1 月 17 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助→藤林松之助殿・波多野菊太郎殿	野紙、愛乙第 3 号、御獵場見回推選上必要につき、至急
328	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 1 月 20 日	内蔵寮→波多野富之助殿	野紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上、「内蔵寮支払金」印
329	〔領収証発送報告〕	明治 41 年 1 月 23 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助→内蔵寮御中	野紙、愛甲第 7 号、別紙小官外 1 名分、件番号 329-331 一括

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
330	領収証	明治 41 年 1 月 23 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助→内蔵頭 子爵渡邊千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円の月割 (1 月分)
331	領収証	明治 41 年 1 月 23 日	愛宕御猟場監守鴨井 友次郎→内蔵頭子爵 渡邊千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円の 月割 (1 月分)
332	〔里程証明証・発 送報告〕	明治 41 年 1 月 27 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助→福田主 猟属殿	罫紙、別紙
333	御猟場内鳥獸現 在数報告ノ件	明治 41 年 2 月 13 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助→主猟寮 御中	罫紙、愛甲第 13 号、客年 12 月末 日予想数、第 1 区：猪 145 頭、鹿 260 頭、鶺鴒 800 羽、第 2 区：猪 30 頭、鹿 110 頭、鶺鴒 200 羽、第 3 区：猪 20 頭、鹿 100 頭、鶺鴒 200 羽
334	〔辞令通達〕	明治 41 年 1 月 1 日	主猟寮 (印) →波多 野猟場監守長殿	罫紙、獵甲発第 55 号、別紙〔件名 番号 336 参照〕にて送付、落手
335	〔御請書発送報 告〕	明治 41 年 2 月 19 日	愛宕御猟場獵場監 守長波多野富之助 (印) →主猟寮御中	罫紙、愛甲第 11 号、別紙、件名番 号 335・336 一括
336	御請書	明治 41 年 2 月 18 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑 村字宮ノ本 8 番地波 多野富之助 (印) → 宮内大臣子爵田中光 顕殿	罫紙、1 月 1 日附宮内省差出・波多 野富之助宛辞令 (「獵場監守長ヲ命 ス 五等年俸 120 円支給」) に対し
337	〔領収証書徴収・ 送付指示〕	明治 41 年 2 月 17 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名 渡、送付の金券本人へ引渡の上、「内 蔵寮支払金」印、受第 15 号 19 日 (波 多野印)
338	〔領収証発送報 告〕	明治 41 年 2 月 20 日	愛宕御猟場獵場監 守長波多野富之助 (印) →内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 12 号、別紙、小官外 1 名分 (給与 2 月分カ)
339	〔見廻辞令ニ付通 達〕	明治 41 年 2 月 22 日	主猟寮 (印) →波多 野猟場監守長殿	罫紙、獵甲発第 70 号、別紙送付に付、 本人へ伝達取計のこと
340	斃猪児発見報告 ニ付伺ノ件	明治 41 年 3 月 4 日	愛宕御猟場在勤獵場 監守長波多野富之助 (印) →主猟寮御中	罫紙、愛甲第 13 号、鴨井監守別紙 にて本月 2 日附報告、警察官への引 渡は勿論ながら、嫌疑者藤林松之助 は客月 22 日見廻の辞令ご下付の者 につき上司の処分あるべきため大至 急ご指示を、件名番号 340・341 一 括

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
341	斃猪発見二付報告	明治 41 年 3 月 2 日	愛宕御獵場在勤監守鴨井友次郎印→愛宕御獵場獵場監守長波多野富之助殿	罫紙、受第 17 号 3 月 4 日受付(波多野印)、2 月 27 日斃猪児 1 頭に銃創と(獵犬)嚙創、同日藤林松之助(47 歳)は勢子 1 人及獵犬と猪狩出、本人は否定も目撃者の証言などから推測し銃殺による反則者として警官に引渡すべきと思考、一応主獵寮のご指揮も仰ぎたく
342	[御請書発送報告]	明治 41 年 3 月 7 日	愛宕御獵場獵場監守長波多野富之助(印)→主獵寮御中	罫紙、愛甲第 14 号、別紙、件名番号 342・343 一括
343	御請書	明治 41 年 2 月 28 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑村 48 番戸 波多野菊太郎(印)→主獵寮頭男爵米田厩雄殿	罫紙、受第 18 号 3 月 5 日(波多野印)、2 月 22 日附主獵寮より愛宕御獵場見廻申付、但年給 18 円支給
344	[領収証訂正・発送報告]	明治 41 年 3 月 8 日	愛宕御獵場在勤獵場監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 15 号、別紙、件名番号 344-347 一括
345	領収証	明治 41 年 1 月 22 日	愛宕御獵場獵場監守長波多野富之助(印)→内蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙、金 2 円 7 銭、内訳：3 銭切手 58 枚、葉書 22 枚
346	領収証	明治 41 年 1 月 20 日	愛宕御獵場獵場監守長波多野富之助(印)→内蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙、金 2 円 69 銭、電報料繰替金
347	[領収証]	明治 41 年 1 月 20 日	愛宕御獵場在勤獵場監守長波多野富之助(印)→内蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙(三銭収入印紙)、受第 19 号 3 月 8 日(波多野印)、明治 40 年 1 ～ 12 月中郵便賃繰替金 2 円 7 銭、同電報料繰替金 2 円 69 銭、訂正申入れ付箋、郵便賃分は請求書の通り内訳を差出、雛形送付済、電信分は先に別紙領収証書で繰替払請求を
348	[御請書発送報告]	明治 41 年 3 月 12 日	愛宕御獵場在勤獵場監守長波多野富之助→主獵寮御中	罫紙、愛甲第 16 号、別紙
349	御請書	明治 41 年 3 月 10 日	京都府愛宕郡上賀茂村第 641 番戸藤林松之助→主獵頭男爵米田厩雄殿	一紙、2 月 22 日附主獵寮辞令愛宕御獵場見廻申付(但年給 18 円支給)に対し

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
350	御請書	明治 41 年 3 月 11 日	京都府愛宕郡上賀茂 村第 643 番戸藤林 松之助→主猟頭男爵 米田席雄殿	一紙、3 月 9 日附主猟寮による見廻 差免に対し
351	斃猪兎棄却二付 報告	明治 41 年 3 月 12 日	愛宕御猟場在勤猟場 監守長波多野富之助 →主猟寮御中	罫紙、愛甲第 17 号、客月 27 日藤 林持参、浸水保管し置くも腐敗のため
352	〔領収証〕	明治 41 年 1 月 11 日	愛宕御猟場猟場監 守長波多野富之助 (印)→内蔵頭子爵 渡邊千秋殿	一紙、受第 21 号 3 月 16 日(波多 野印)、金 2 円 7 銭、内訳：3 銭切 手 58 枚、葉書 22 枚、付箋に件名 番号 347 と同じ注意あり
353	〔郵便賃領収証発 送報告〕	明治 41 年 3 月 20 日	愛宕御猟場猟場監 守長波多野富之助 (印)→内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 18 号、別紙、請求書 と同様に認め
354	〔領収証書徴収・ 送付指示〕	明治 41 年 3 月 16 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、富之助外 1 人渡、送付の金券本人へ引渡の上で、 「内蔵寮支払金」印
355	〔領収証書發送報 告〕	明治 41 年 3 月 20 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助→内蔵寮 御中	罫紙、愛甲第 19 号、別紙小官外 1 名分(給与 3 月分)、件名番号 355- 357 一括
356	領収証	明治 41 年 3 月 20 日	愛宕御猟場在勤監守 長波多野富之助→内 蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円の月割 (3 月分)
357	領収証	明治 41 年 3 月 20 日	愛宕御猟場監守鴨井 友次郎→内蔵頭子爵 渡邊千秋殿	一紙、金 6 円 50 銭、年俸 78 円の 月割(3 月分)
358	再請求書	明治 41 年 4 月 13 日	愛宕御猟場在勤猟場 監守長波多野富之助 (印)→主猟寮御中	罫紙、客年 12 月 24 日付愛甲第 56 号(件名番号 305)にて請求分、不 渡に付差支、大至急ご送付願
359	見廻人推選書	明治 41 年 4 月 13 日	愛宕御猟場在勤猟場 監守長波多野富之助 (印)→主猟頭男爵 米田席雄殿	罫紙、高橋儀吉(京都府愛宕郡上 賀茂村字上賀茂)、適任者に付御採 用を、別紙履歴書添付、件名番号 359・360 一括
360	〔履歴書〕	明治 41 年 4 月 12 日	高橋儀吉印→	罫紙、京都府愛宕郡上賀茂村字上賀 茂 591 番戸平民、明治 4 年 8 月生、 同 13 年上賀茂尋常小学校入学 17 年(尋常科)卒、同年同校高等科入 学 21 年卒、同年以後農業従事、賞 罰無し
361	〔諸線替金請求書 發送報告〕	明治 41 年 4 月 13 日	愛宕御猟場在勤猟場 監守長波多野富之助 (印)→主猟寮御中	罫紙、愛甲、別紙は郵便電信脚夫差 立簿にあり

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
362	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 4 月 16 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分 (監守長 10 円、監守 6 円 50 銭)、送付の金券本人へ引渡の上で、「内蔵寮支払金」印、受第 23 号 18 日受付 (波多野印)
363	〔領収証発送報告〕	明治 41 年 4 月 21 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助→内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 23 号、別紙小官外 1 名分 (給与 4 月分、監守長 10 円、監守 6 円 50 銭)
364	〔任命に付回答旁獣害に付申入〕	明治 41 年 4 月 21 日	鍋島主事→波多野御獵場監守長殿	罫紙、受第 25 号 4 月 23 日 (波多野印)、見廻任命の件承知、その際御獵場内対獣罂柵設備の見積取調提出云々と申出るも、従来屢々通達の通り、獣類専獵の各御獵場での人民獣害予防等懇請は何れも却下致置、愛宕御獵場のみ特別扱い到底詮議ならず、万一被害甚大の場合は田畑町歩損害見積高等詳悉取調申出れば当寮職員出張駆除
365	〔辞令送付申入〕	明治 41 年 4 月 22 日	主獵寮 (印) → 波多野監守長殿	罫紙、高橋磯吉本人へ伝達取計を
366	〔出頭指示〕	明治 41 年 4 月 24 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助→高橋磯吉殿	罫紙、愛乙第 8 号、伝達の義あり、実印携帯の上
367	〔領収証書発送指示〕	明治 41 年 4 月 22 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 1 円 60 銭 5 厘、送付の金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「主獵寮支払金」印
368	〔領収証発送報告〕	明治 41 年 4 月 25 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助 (印) → 内蔵寮御中	罫紙、愛甲第 24 号、別紙 2 葉、件名番号 368-370 一括
369	領収証	明治 41 年 4 月 24 日	愛宕御獵場在勤御獵場監守長波多野富之助 渡辺千秋殿	罫紙、41 年 1 ～ 3 月の郵便賃繰替金、通数：葉書 7、封書 19、郵便料 67 銭 5 厘
370	領収証	明治 41 年 4 月 24 日	愛宕御獵場在勤御獵場監守長波多野富之助 (印) → 内蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙、金 93 銭、41 年 1 ～ 3 月電報料繰替金
371	〔御請書発送報告〕	明治 41 年 4 月 26 日	愛宕御獵場監守長波多野富之助→主獵寮御中	罫紙、愛甲第 25 号、別紙にて

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
372	御請書	明治 41 年 4 月 26 日	京都府愛宕郡上賀茂村字上賀茂 591 番戸平民高橋磯吉(印)→主猟頭男爵米田庸雄殿	罫紙、4 月 22 日附主猟寮辞令愛宕御猟場見廻申付(但年給 18 円支給)に対し
373	〔常宮昌子内親王殿下へ金屏風献上に付通知〕	明治 41 年 4 月 27 日	主猟寮→愛宕御猟場猟場監守長波多野富之助殿	一紙、4 月 29 日受付、不日御慶事行われ、屏風 2 雙、宮内省判任官以下一同献上希望の旨、総務課より協議有、一応賛否問合の上取決定、至急を要し賛成として取計、諒承し監守へ通知を、金額は追って通知
374	領収書	明治 41 年 5 月 1 日	愛宕御猟場猟場監守長波多野富之助(印)→主猟寮御中	罫紙、半紙罫紙 5 帖、半紙半面罫紙 10 帖、並封筒 200 枚
375	御猟場内棲息鳥獸予想表提出ノ義ニ付伺ノ件	明治 41 年 5 月 5 日	愛宕御猟場猟場監守長波多野富之助(印)→主猟寮御中	罫紙、愛甲第 27 号カ、客 4 月 29 日付獵甲第 156 号通達の予想表、客年末の分該表により提出すべきか
376	〔酒饌料下賜に付通達〕	明治 41 年 4 月 29 日	主猟寮(印)→愛宕御猟場波多野富之助殿	罫紙、獵甲第 162 号、受第 31 号 5 月 6 日(波多野印)、昌子内親王殿下の恒久王殿下への帰嫁に付、別紙交換券送付、金 6 円 50 錢(監守長・監守各 1 円 50 錢、見回 7 人計 3 円 50 錢)、各領収証徴し回送のこと
377	〔出頭指示〕	明治 41 年 5 月 6 日	監守長波多野富之助(印)→鳴井監守殿・各見廻殿	罫紙、獵乙第 9 号、昌子内親王御帰嫁酒饌料下賜に付、実印御携帯の上至急、申添え、追て獵犬兎交付の件もあり
378	〔出頭指示〕	明治 41 年 5 月 7 日	愛宕郡雲ヶ畑村猟場監守長波多野富之助→元見回藤林松之助殿	罫紙、愛乙第 10 号、在職中年給日割及月割額下付に付、実印御携帯の上
379	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 5 月 7 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 1 円 86 錢 2 厘、藤林松之助渡、送付の金券本人へ引渡の上で、「主猟寮支払金」印、受第 33 号 5 月 9 日
380	〔領収証回送報告〕	明治 41 年 5 月 10 日	愛宕御猟場猟場監守長波多野富之助(印)→主猟寮御中	罫紙、愛甲第 28 号、別紙小官外 8 名分、件名番号 380・381 一括
381	領収証	明治 41 年 5 月 6 日	愛宕御猟場猟場監守長波多野富之助(印)→主猟頭男爵米田庸雄殿	一紙、金 1 円 50 錢、但昌子内親王殿下恒久王殿下へ御帰嫁に付下賜酒饌料、監守以下本例に依り調印発送す(波多野印)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
382	〔領収証発送報告〕	明治 41 年 5 月 10 日	愛宕御獵場獵場監守長波多野富之助→内蔵寮御中	野紙、愛甲第 29 号、別紙元見回藤林松之助分、件番号 382・383 一括
383	領収証	明治 41 年 5 月 10 日	愛宕御獵場元見回藤林松之助→内蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙、金 1 円 86 銭 2 厘、但本年 2 月 22 日年給 18 円に拜命日割 7 日分、3 月 9 日差免に付月割 1 ヶ月分
384	〔昌子内親王殿下御婚儀献上品代金に付申入〕	明治 41 年 5 月 16 日	主獵寮庶務科→愛宕御獵場監守長波多野富之助殿	野紙、獵甲第 194 号、受第 34 号 5 月 18 日(波多野印)、先に通知の件、金 52 銭(監守長・監守各 26 銭)至急取まとめ本寮まで送付のこと
385	〔代金割合額通知及差出指示〕	明治 41 年 5 月 20 日	獵場監守長波多野富之助→鴨井監守殿	野紙、愛乙第 11 号、昌子内親王殿下御婚儀に付本省判任官以下より献上品代金割、金 26 銭
386	〔献上物品代金割合額通送報告〕	明治 41 年 5 月 21 日	愛宕御獵場獵場監守長波多野富之助(印)→主獵寮庶務科御中	野紙、愛甲第 30 号、内親王殿下御婚儀に付、宜しく取扱されたし
387	郵便物受領証	明治 41 年 5 月 21 日	獵場監守長波多野富之助→東京宮城内宮内省主獵寮	用紙、郵便物区分：書留、郵便料：10 銭、京都大宮頭印
388	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 5 月 16 日	内蔵寮→波多野富之助殿	野紙、金 16 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「内蔵寮支払金」印、受第 35 号 5 月 18 日(波多野印)
389	〔領収証発送報告〕	明治 41 年 5 月 22 日	愛宕御獵場獵場監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	野紙、愛甲第 31 号、別紙小官外 1 名分
390	獵頭以下出張ノ件達	明治 41 年 5 月 25 日	主獵寮(印)→波多野監守長殿	野紙、獵甲第 206 号、受第 37 号 5 月 27 日(波多野印)、愛宕御獵場接領の鞍馬方面・小野郷方面へ見分として、来る 29 日新橋発汽車にて出発、監守長・監守は翌 30 日昼頃迄に旅館(御幸町三条上ル)松吉方へ出頭、かつ見廻の内鞍馬小野郷方面の土地巧な者 2 名を選定の上 31 日上賀茂まで出迎えこと
391	〔通達〕	—	→波多野富之助殿	葉書、酒饌料の為換 23 日落手、同日請書品々到達、消印丸ノ内、受第 39 号 5 月 21 日(波多野印)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
392	〔増給辞令書送付 通達〕	明 治 41 年 6 月 11 日	主猟寮(印)→波多 野監守長殿	罫紙、監守鴨井友次郎、見廻波多野 友吉・井本捨次郎・塚本友太郎に対 し、交付方取計のこと、受第 42 号 6 月 13 日(波多野印)
393	〔増給辞令書交付 通達〕	明 治 41 年 6 月 13 日	監守長波多野富之助 →鴨井監守殿・波多 野友吉殿・井本捨次 郎殿・塚本友太郎殿	罫紙、乙第 13 号、別紙
394	〔給金交付通達〕	明 治 41 年 6 月 13 日	主猟寮金斗課→波多 野監守長殿	罫紙、受第 43 号 6 月 15 日(波多 野印)、見回塚本友太郎・波多野友 吉・井本捨次郎 10 銭 6 厘ずつ、但 11 日年給 18 円より 20 円へ増給に 付差額 2 円に対する日割 19 日分、 不日回金に付領収証雛形を
395	〔請書発送報告〕	明治 41 年 6 月日	愛宕御猟場在勤猟場 監守長波多野富之助 (印)→主猟寮御中	罫紙、愛猟第 35 号、別紙増給辞令 に対する鴨井監守外見回 3 名分
396	御請書	明治 41 年 6 月日	愛宕御猟場在勤監守 鴨井友次郎印→宮内 大臣子爵田中光頭殿	罫紙、宮内省 6 月 11 日付辞令、年 俸 90 円支給、件名番号 396・397 は簿冊中では 1 件に引写統合
397	御請書	明治 41 年 6 月日	愛宕御猟場見廻塚本 友太郎印・波多野友 吉印・井本捨次郎印 →主猟頭男爵米田 雄殿	罫紙、主猟寮 6 月 11 日付辞令、年 給 20 円支給
398	御猟犬飼養料御 下ヶ渡方ノ件	明 治 41 年 6 月 17 日	愛宕御猟場在勤猟場 監守長波多野富之助 (印)→主猟寮御中	罫紙、愛猟第 36 号、今回御交付 2 頭に対する願
399	〔領収証書徴収・ 送付指示〕	明 治 41 年 6 月 16 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 76 円 26 銭 2 厘、塚本友 太郎外 7 名分、送付の金券本人へ引 渡の上で、「主猟寮支払金」印、受 第 44 号 6 月 18 日(波多野印)
400	〔領収証発送報 告〕	明 治 41 年 6 月 22 日	愛宕御猟場監守長波 多野富之助(印)→ 内蔵寮御中	罫紙、別紙、塚本友太郎外 7 名支払 金に対する、件名番号 400・401 一 括

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
401	領収証(控へ)	明治 41 年 6 月 20・21・22 日	愛宕・・・印→内蔵 頭子爵渡辺千秋殿	罫紙、見廻塚本・波多野友吉・高山・ 井本・石川金 9 円(年手当金 18 円 1-6 月分)、見廻波多野菊太郎金 6 円 36 銭 2 厘(本年 2 月 22 日年給 18 円拜命、日割 7 日分と月割 4 ヶ 月分)、見廻高橋磯吉金 3 円 40 銭 (本年 4 月 22 日年給 18 円拜命、8 日と 2 ヶ月分)、監守鴨井友次郎金 7 円 50 銭、見廻塚本外 6 名金 2 円 (被服料本年 6 月渡り半期分)、計 76 円 26 銭 2 厘
402	[領収証書徴収・ 送付指示]	明治 41 年 6 月 18 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 31 銭 8 厘、塚本友太郎外 2 名分、送付の金券本人へ引渡の上 で、「主獵寮支払金」印、受 45 号 6 月 20 日(波多野印)
403	[領収証発送報 告]	明治 41 年 6 月 22 日	愛宕御獵場監守長波 多野富之助(印)→ 内蔵寮御中	罫紙、別紙、塚本友太郎外 2 名支払 金に対する
404	領収証(控)	明治 41 年 6 月 20・22 日	愛宕御獵場見廻・・・ 印→内蔵頭宛	罫紙、金 10 銭 6 厘(増給 2 円割 19 日分)、塚本友太郎・波多野友吉・ 井本捨次郎
405	[領収証書徴収・ 送付指示]	明治 41 年 6 月 19 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 17 円 3 銭 3 厘、富之助 外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の 上で、「内蔵寮支払金」印、受第 46 号 6 月 21 日(波多野印)
406	[領収証発送報 告]	明治 41 年 6 月 22 日	愛宕御獵場監守長波 多野富之助→内蔵寮 御中	罫紙、別紙小官外 1 名分
407	領収証	明治 41 年 6 月 21 日	愛宕御獵場監守長波 多野富之助→内蔵頭 子爵渡辺千秋殿	一紙、金 10 円、年俸 120 円の月割 (6 月分)
408	領収証	明治 41 年 6 月 21 日	愛宕御獵場監守鴨井 友次郎→内蔵頭子爵 渡邊千秋殿	一紙、金 7 円 3 銭 3 厘、年俸 78 円 の月割 6 円 50 銭及 6 月 11 日 90 円へ増給に付差額 12 円の日割 19 日分 63 銭 3 厘
409	[領収証但書訂正 方御照会に付指 示]	明治 41 年 6 月 21 日	波多野監守長→塚本 友太郎殿外 4 名各通	罫紙、乙第 15 号、御調印の上折返 し御返戻のこと、追って前の分は返 戻

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
410	領収証	明治 41 年 6 月 20 日	愛宕御猟場見廻塚本友太郎(印)→内蔵頭子爵渡邊千秋殿	一紙、6 月 30 日再送(主猟寮宛)、金 9 円、但書を訂正、年手当月割 6 ヶ月分(1-6 月分)を、1 月 1 日～2 月 19 日日給と 2 月 20 日～6 月 30 日年給の割に、以下見廻同じ
411	〔賜暇断出發送報告〕	明治 41 年 7 月 9 日	愛宕御猟場在勤猟場監守長波多野富之助(印)→主猟局御中	罫紙、別紙の通り監守鴨井友次郎より
412	旅行致度二付賜暇願	明治 41 年 7 月 9 日	愛宕御猟場在勤猟場監守鴨井友次郎印→主猟頭男爵米田席雄殿	罫紙、本月 15 日より秋田県へ 2 週間、7 月 15 日却下(朱字)
413	〔領収証書發送指示〕	明治 41 年 7 月 7 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 77 錢 5 厘、送付の金券到着後 3 日以内に内蔵寮へ、「主猟寮支払金」印、受第 49 号 7 月 9 日受付(波多野印)
414	〔御猟場内空砲発砲に付通達〕	明治 41 年 7 月 16 日	愛宕御猟場在勤猟場監守長波多野富之助(印)→井本捨次郎殿・高橋磯吉殿・石川松之助殿	罫紙、愛乙第 17 号、御猟場内人民に 5 月 1 日～10 月 14 日被害最甚しき場所に限り許可、本月 9 日付を以て聴置、その都度立会、直ちに状況報告のこと
415	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 7 月 16 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 17 円 40 錢、貴官外 1 人分、送付の金券本人へ引渡の上で、「内蔵寮支払金」印、受第 58 号 7 月 18 日(波多野印)
416	〔領収証發送報告〕	明治 41 年 7 月 19 日	愛宕御猟場在勤猟場監守長波多野富之助(印)→内蔵寮御中	罫紙、別紙小官外 1 名分
417	領収証(写)	明治 41 年 7 月 19 日	(略)→内蔵頭宛	罫紙、監守長分金 10 円、但し年俸 120 円の月割(7 月分)、監守分金 7 円 50 錢、年俸 90 円の月割(7 月分)
418	〔監守帰着報告〕	明治 41 年 8 月 8 日	愛宕御猟場猟場監守長波多野富之助(印)→主猟局御中	罫紙、愛甲第 37 号、別紙の通り鴨井友次郎(本人)より届出に付
419	帰着御届	明治 41 年 8 月 5 日	・・・鴨井友次郎→主猟頭男爵米田席雄殿	罫紙、受第 59 号 8 月 8 日、7 月 15 日より秋田県その他へ旅行、同月 31 日帰着に付
420	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 8 月 17 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 17 円 40 錢、貴官外 1 人分、送付の金券本人へ引渡の上で、「内蔵寮支払金」印、受第 60 号 8 月 18 日(波多野印)

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
421	〔領収証発送報告〕	明治 41 年 8 月 20 日	愛宕御獵場在勤獵場 監守長波多野富之助 →内蔵寮御中	罫紙、別紙小官外 1 名分
422	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 9 月 16 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 17 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「内蔵寮支払金」印
423	〔領収証発送報告〕	明治 41 年 9 月 19 日	愛宕御獵場在勤獵場 監守長波多野富之助 →内蔵寮御中	罫紙、別紙小官外 1 名分
424	〔御獵場新規編入に付事前通達〕	明治 41 年 10 月 12 日	主獵寮(印)→愛宕御獵場獵場監守長波多野富之助殿	罫紙、獵甲第 386 号、受第 62 号 10 月 14 日(波多野印)、編入場所は御獵期前に省令で発布、速やかに取締上一増注意のこと、布達次第で仮標木建設に寮員出張命あり
425	田畑被害二付御駆除ノ件伺	明治 41 年 10 月 15 日	愛宕御獵場在勤獵場 監守長波多野富之助 →主獵頭男爵米田席雄殿	罫紙、愛甲第 49 号、本年梅雨の交季候適順のため兎猪鹿著しく増殖、伴い被害も甚しく特別の詮議により空砲発放の御聴許、其後堅固な罫柵設け夜毎種々の方策講ずるも、次第に馴れ効験なく人家接続の地に侵入、雲ヶ畑村の如き全村田圃を一筆として被害、至急御出張の上御検査、御駆除方取計願
426	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 10 月 15 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 17 円 40 銭、貴官外 1 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「内蔵寮支払金」印、受第 64 号 10 月 17 日(波多野印)
427	〔領収証発送報告〕	明治 41 年 10 月 18 日	愛宕御獵場在勤獵場 監守長波多野富之助 →内蔵寮御中	罫紙、別紙小官外 1 名分
428	〔捕獲承認付与に付通牒〕	明治 41 年 10 月 21 日	京都府(印)→愛宕御獵場監守長波多野富之助殿	罫紙、府第 5234 号、受 65 号 10 月 22 日(波多野印)、御獵場区域内に於て網具を以て鶉類及鴨に限り、以下 5 名(許可場所)に対し、石束鉄之助(雲ヶ畑村字奥谷)・岡本顯文(同字薬師)・山本経雄(同岩嶽)・大野幸次郎(同字祖父谷峠)・伊藤定次郎(同字岩ヶ谷峰)、承認
429	〔京都府捕獲承認に付通達〕	明治 41 年 10 月 22 日	愛宕御獵場獵場監守長波多野富之助(印)→監守鴨井友次郎殿	罫紙、愛乙第 20 号、件名番号 428 名簿の引写、京都府より通知、実地に就き御監査のこと

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
430	〔天長節酒饌料下賜に付通達〕	明治 41 年 10 月 21 日	主猟寮→愛宕御猟場 猟場監守長波多野富之助殿	罫紙、猟甲第 358 号、受第 66 号 10 月 23 日(波多野印)、来る 11 月 3 日、監守長及監守金 50 銭、小者金 15 銭、大膳寮より内蔵寮を経て通送、到達後夫々に交付方取計、かつ領収証書取纏め差出のこと
431	〔捕獲承認付与に付通牒〕	明治 41 年 10 月 24 日	京都府(印)→愛宕御猟場 監守長波多野富之助殿	罫紙、府第 5234 号、受 67 号 10 月 25 日(波多野印)、御猟場区域内に於て網具を以て鶉類及鴨に限り、以下兩名(許可場所)に対し、太田浅次郎(上賀茂村字万寿峠)・高橋千太郎(雲ヶ畑村字浅ヶ谷)承認
432	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 10 月 28 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 2 円 5 銭、貴官外 8 名分、送付の金券本人へ引渡の上で、「大膳寮支払金」印、受第 68 号 10 月 30 日(波多野印)
433	〔領収証送付報告〕	明治 41 年 11 月 1 日	愛宕御猟場在勤猟場 監守長波多野富之助 →内蔵寮御中	罫紙、別紙小官外 8 名分
434	領収証	明治 41 年 11 月 1 日	愛宕御猟場在勤猟場 監守長波多野富之助 →内蔵頭子爵渡辺千秋殿	一紙、金 50 銭、11 月 3 日天長節に付下賜賜饌料(監守鴨井友次郎 50 銭、見廻塚本・波多野友吉・菊太郎・高山・井本・高橋・石川は 15 銭ずつ)
435	銃匏御下附願	明治 41 年 11 月 8 日	愛宕御猟場猟場監守長波多野富之助(印)→主猟頭男爵米田席雄殿	罫紙、愛甲第 54 号、10 挺但し付属品共、代金は追ってご指示に依り納付
436	勢子道刈分ニ関スル意見書	明治 41 年 11 月 13 日	愛宕御猟場在勤猟場 監守長波多野富之助(印)→主猟頭男爵米田席雄殿	罫紙、愛甲第 55 号、御猟場内、連年引継ぎ施行したく御聴許されたく、尤も本年施行すれば幹線の刈分は略ぼ完了の見込、別紙見積書添付し開申、件名番号 436・237 一括
437	勢子道刈開見積書	明治 41 年 11 月 13 日	京都府愛宕郡雲ヶ畑村高安徳三郎(印)→	罫紙、金 48 円 75 銭、御猟場内勢子道刈開に要す人夫 75 人賃金、1 人当り 65 銭
438	〔領収証書徴収・送付指示〕	明治 41 年 11 月 16 日	内蔵寮→波多野富之助殿	罫紙、金 17 円 40 銭、貴官外 1 人分、送付の金券本人へ引渡の上で、「内蔵寮支払金」印、受第 70 号 11 月 18 日(波多野印)

明治 38 ～ 41 年京都御獵場往復綴件名目録

No.	件名	年月日	差出・作成→宛所	形式、内容・備考、一括・保存状態
439	[領収証發送報告]	明治 41 年 11 月 19 日	愛宕御獵場在勤獵場 監守長波多野富之助 →内蔵寮御中	罫紙、別紙小官外 1 名分
440	領収証 (写)	明治 41 年 11 月 19 日	(略) →内蔵頭宛	罫紙、監守長分金 10 円、但し年俸 120 円の月割 (11 月分)、監守分金 7 円 50 銭、年俸 90 円の月割 (11 月分)
441	[獵犬受取指示]	明治 41 年 11 月 19 日	ク ナ イ 局 (宮 内 省カ) →ハタノトミ ノスケ	電報送達紙、官報、「別使配達」印、 著信第 8 号、指定：マツ五、明日午 前 7 時七条に到着、2 名出せ、午前 10 時 10 分発局受付、同 10 時 50 分著局受信、受第 71 号同日午後 2 時 37 分着 (波多野印)
442	[御獵場拡張に伴 う標木建設に付 出張申入]	明治 41 年 11 月 18 日	主獵寮 (印) →獵場 監守長波多野富之助 殿	罫紙、獵甲第 398 号、20 日受付 (波 多野印)、来 20 日松平主獵官子林属、 同日夕刻までに柵屋に出頭のこと
443	[領収証書發送指 示]	明治 41 年 11 月 19 日	内蔵寮→波多野富之 助殿	罫紙、金 34 銭 2 厘、送付の金券到 着後 3 日以内に内蔵寮へ、「主獵寮 支払金」印、第 74 号 11 月 21 日 (波 多野印)

出典：京都御獵場「往復綴」(波多野六之丞家文書 12-238)

表紙の解説

	1	2	3	1 滋賀県米原市の文化的景観
				2 京都市左京区での調査風景
				3 京都市左京区の伝統行事の場
5		4		4 南丹市美山の伝統行事の場
(裏)		(表)		5 愛媛県西予市でのガイドの様子

京都府立大学文化遺産叢書（2008～）

- 1 南山城・宇治地域を中心とする歴史遺産・文化的景観の研究
- 2 近世伊予越智島地域における流動する人・物・情報 —御用日記・諸願控の総合的研究—
- 3 八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図 —地域文化遺産の情報化—
- 4 八幡地域の古文書・石造物・景観 —地域文化遺産の情報化—
- 5 丹後・宮津の街道と信仰
- 6 城陽地域の地域文化遺産 —神社・街道の文化遺産と景観—
- 7 熊野の信仰と景観 —宗教遺産学の試み—
- 8 石見銀山城の歴史と景観 —世界遺産と地域遺産—
- 9 和東地域の歴史と文化遺産
- 10 石清水門前寺院・南山城地域の古文書 —京都府歴史資料の調査—
- 11 舞鶴の文化遺産と活用
- 12 「丹後の海」の歴史と文化
- 13 古代寺院の儀礼・経営に関する分野横断的研究
- 14 舞鶴・京丹後地域の文化遺産
- 15 沖縄の宗教・葬送儀礼・戦没者慰霊
- 16 舞鶴の地域連携と世代間交流 井上與本家文書調査報告
- 17 トルコ・アナトリアの「歴史的層性」と文化遺産
- 18 京都東山・三嶋神社文書調査報告
- 19 京都雲ヶ畑・波多野六之丞家文書調査報告
- 20 綾部地域における文化資源の発掘と継承 —君尾山光明寺文化財調査報告Ⅰ—
- 21 京都山伏山町文書調査報告
- 22 あのころの雲ヶ畑 —京都雲ヶ畑写真資料調査報告—



京都府立大学文化遺産叢書 第23集

文化財の保存活用と地域コミュニティ

編集 上杉 和央

発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2022年3月31日

印刷 株式会社北斗プリント

〒606-8540 京都市左京区下賀茂高木町 38-2